

三浦市地域福祉計画

(素案)

第5期 2025年度～2029年度



2025年（令和7年）3月

三 浦 市



目 次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	9
4 計画の推進と進行管理	10
第2章 地域を取り巻く状況と課題	11
1 地域福祉に関するデータ	11
2 地域福祉に関する課題	21
【課題1】 暮らしにくさや不安を抱える市民の増加	21
【課題2】 地域での協力関係の弱まり	21
【課題3】 地域福祉活動の担い手不足やその固定化	22
【課題4】 包括的相談支援体制の未整備	22
3 第4期（前計画）における取り組み状況	24
第3章 基本理念と基本目標	45
1 基本理念	45
2 基本目標	45
【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり	46
【基本目標2】 みんなで支え合う地域づくり	46
【基本目標3】 地域福祉課題への対応	46
第4章 計画の推進に向けた取り組み	47
【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり	47
【基本目標2】 みんなで支え合う地域づくり	55
【基本目標3】 地域福祉課題への対応	57
資料編	
1 【資料1】 三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱	59
2 【資料2】 三浦市地域福祉計画推進懇談会名簿	61
3 【資料3】 三浦市地域福祉計画策定の経過	62

別添資料

地域福祉に関する市民アンケート調査結果

第1章 地域福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では平成17年8月に計画期間を5年とする地域福祉計画の第1期計画を策定し、その後、平成22年度から平成26年度までの計画である第2期計画、平成27年度から令和元年度までの計画である第3期計画、令和2年度から令和6年度までの計画である第4期計画を策定し、地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮など、多様な問題が広く認識されており、福祉ニーズがますます複雑化しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりに深刻な希薄化が生じており、8050問題※1、ヤングケアラー※2など、対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える方やそのご家族への支援が課題となっています。

そのような中、地域で暮らす人々の支援ニーズは複雑化、多様化し、制度によるサービスだけでなく、地域の人と人とのつながりの中での支え合いが不可欠のものとなっており、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心した生活をおくるためには、住民一人ひとりの努力と、地域での相互の助け合い、公的なサービスが連携していく必要があります。

令和6年度をもって第4期地域福祉計画が終了することから、地域福祉をさらに推進するとともに、地域共生社会の実現を目指して、第5期地域福祉計画を策定することとしました。

※1 「8050 問題」

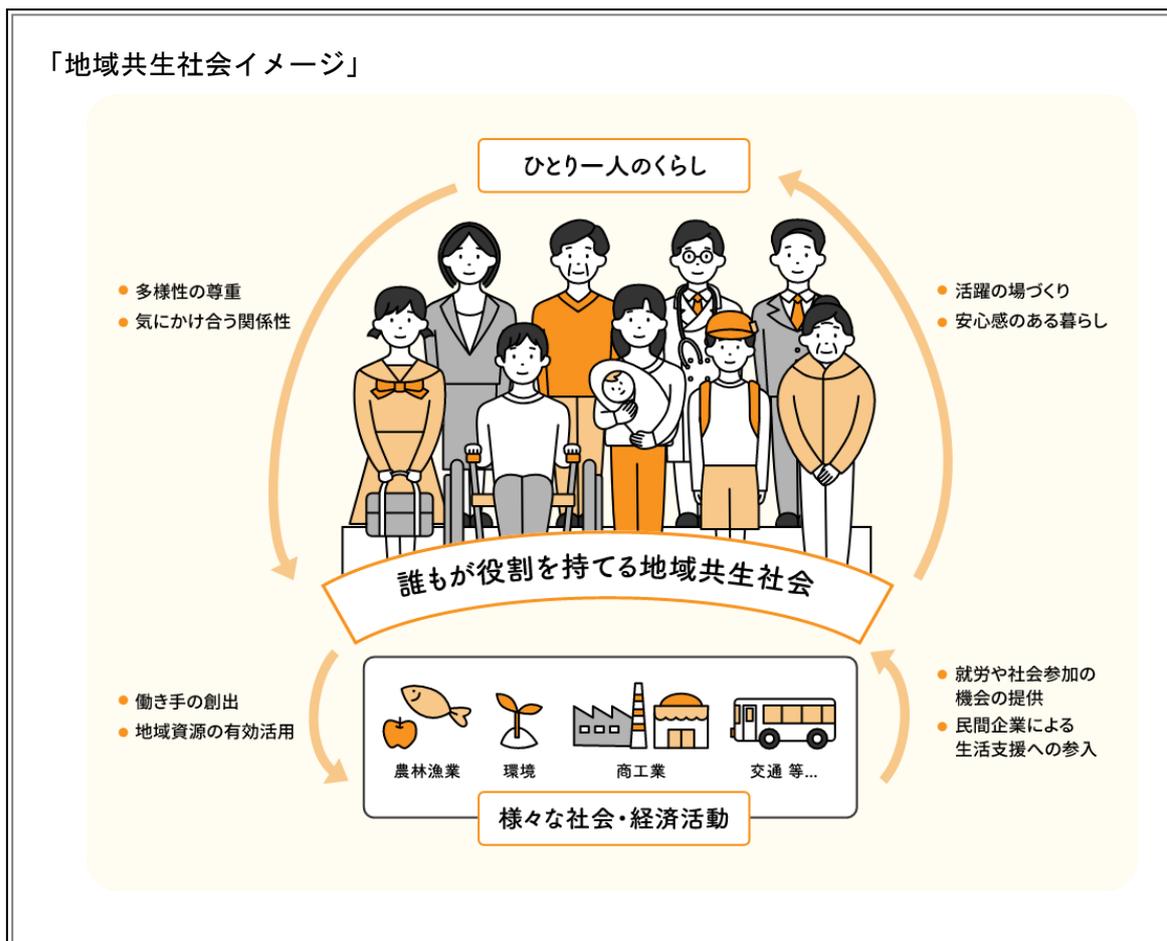
80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題です。

※2 「ヤングケアラー」

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。

(1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



【出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」】

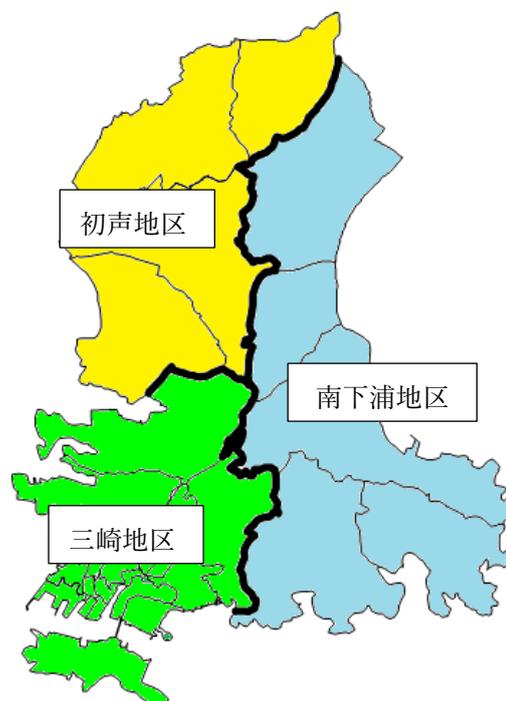
(2) 地域の範囲の捉え方

計画を作成するうえで、身近な助け合いや支え合い活動等、地域福祉活動の範囲について、予め捉えておく必要があります。本計画では、「第9期 三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画」で設定されている3つの日常生活圏域を軸に計画を策定して行くこととしました。

各地区の人口・世帯数（令和5年10月1日現在）

地区名	人口	世帯数
三崎地区	15,865	7,071
南下浦地区	14,537	6,388
初声地区	9,904	3,706
合計	40,306	17,165

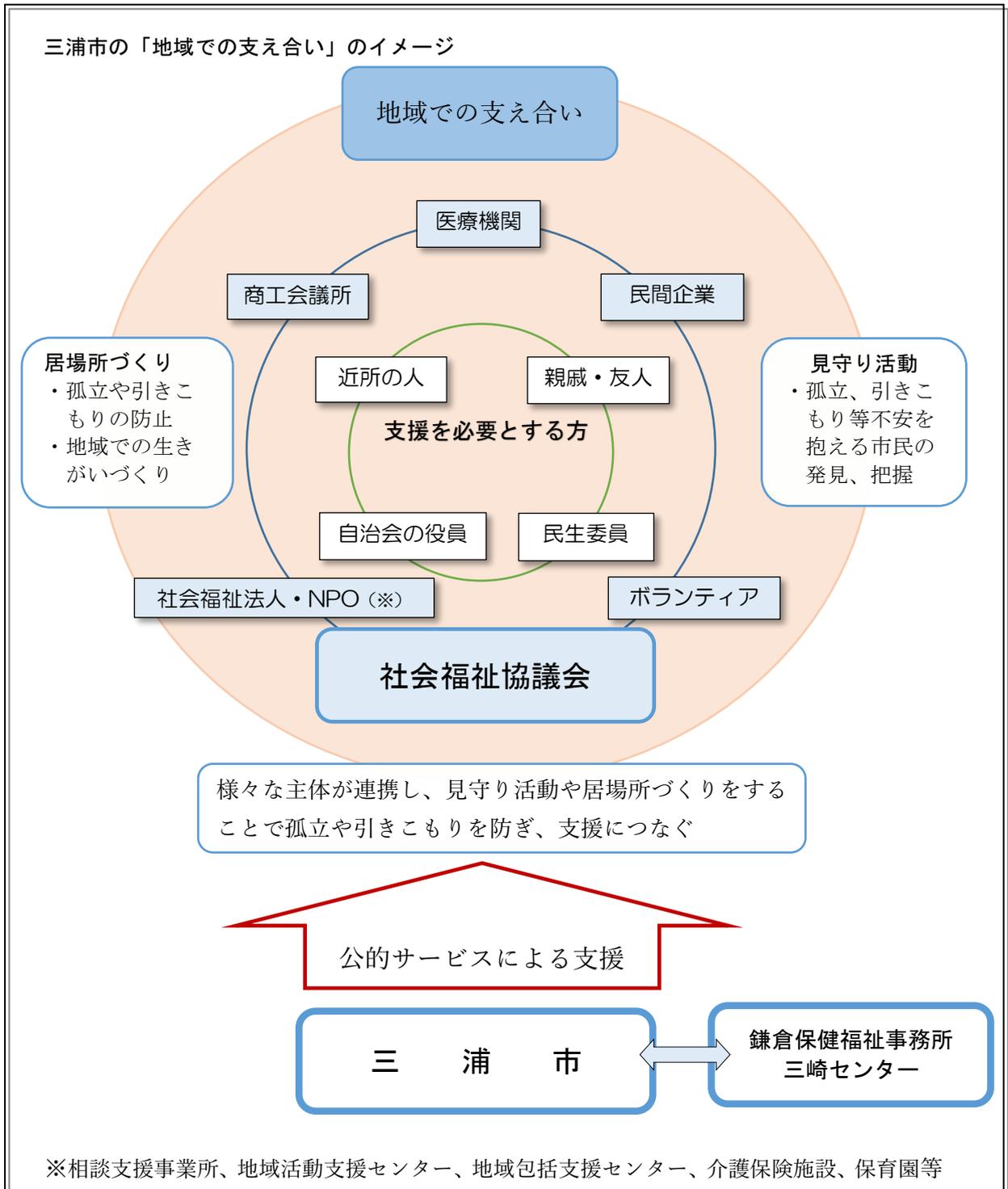
【資料：三浦市統計月報】



(3) 三浦市の「地域での支え合い」について

住み慣れた地域で暮らしていくうえでは、法律で規定された制度や事業だけでは対応できない、様々な課題が生じることが考えられます。

身近な地域での助け合い・支え合いは、そうした課題を解決するとともに、コミュニティの力を強め、暮らしやすい地域づくりにつながります。



(4) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進していくためには、「行政や福祉専門機関が提供する公的サービスによる支援（公助）」や「医療や介護、年金制度など社会保険制度による支援（共助）」だけでなく、「自分ひとりでできること（自助）」「住民同士が互いに支え合ったり、地域や民間団体が協力しあってできること（互助）」等を組み合わせた地域づくりが大切です。

自助	自分ひとりでできること	<ul style="list-style-type: none">・日頃のあいさつ・生きがいづくり・健康づくり
互助	地縁組織や多様な民間団体でできること	<ul style="list-style-type: none">・見守り・近所の助け合い・ボランティア活動・区の活動 など
共助	社会保険制度でできること	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度や医療保険制度など
公助	行政や福祉専門機関ができること	<ul style="list-style-type: none">・生活保護や人権擁護、虐待対策など

2 計画の位置づけ

三浦市地域福祉計画は第4次三浦市総合計画でのまちづくりの目標である「一体感のある都市をめざして～心を合わせる」、「住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える」を実現していくための施策を推進する福祉分野の個別計画としての性格を持っています。

また、社会福祉法においては、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むことと規定されているため、三浦市においては、各福祉分野の計画の上位計画として位置付け、基本理念等での整合が図られた内容とします。

また、本市における地域福祉推進の担い手である三浦市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも相互に連携して取り組みを進めます。

さらに、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図る計画として位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

《参考》

（市町村地域福祉計画）

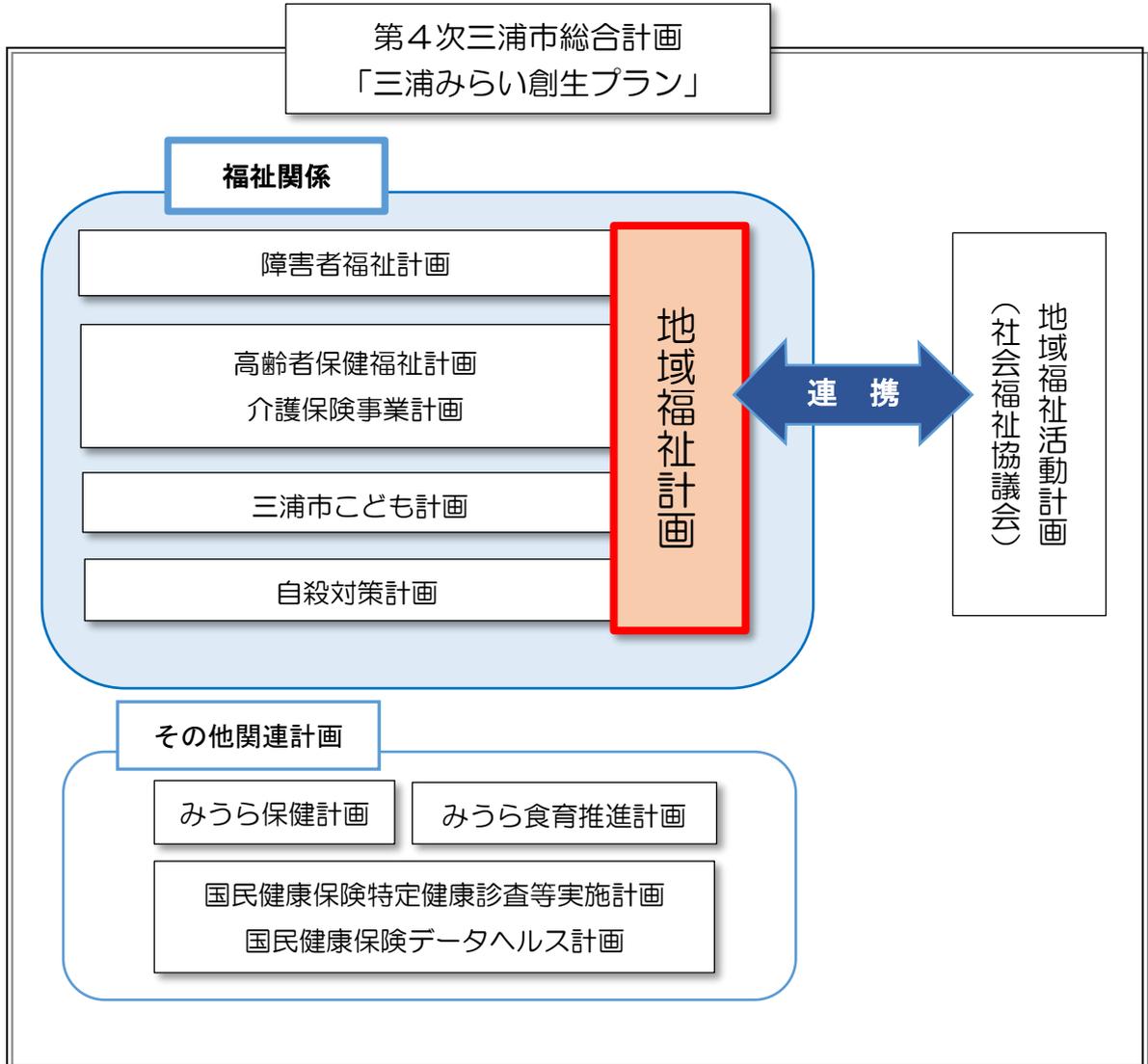
第一百七条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（「社会福祉法」より抜粋）

(1) 計画の位置づけ

【計画の位置づけ (イメージ)】



(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を年限とする 17 の国際目標が定められています。



【出典：国際連合広報センター】

3 計画の期間

計画期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年とします。

【計画の期間】

	2023 年度 <small>(令和5年度)</small>	2024 年度 <small>(令和6年度)</small>	2025 年度 <small>(令和7年度)</small>	2026 年度 <small>(令和8年度)</small>	2027 年度 <small>(令和9年度)</small>	2028 年度 <small>(令和10年度)</small>	2029 年度 <small>(令和11年度)</small>
総合計画	第4次三浦市総合計画（2001年度～）						
地域福祉計画			第5期 地域福祉計画(5か年)				
障害者福祉計画		第6期（6か年）					
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第9期（3か年）					
三浦市こども計画 ※1		第1期（5か年）					
自殺対策計画		第2期（5か年）					
地域福祉活動計画		第5次（5か年）					

※1 令和6（2024）年度まで子ども・子育て支援事業計画。こども基本法により名称変更

4 計画の推進と進行管理

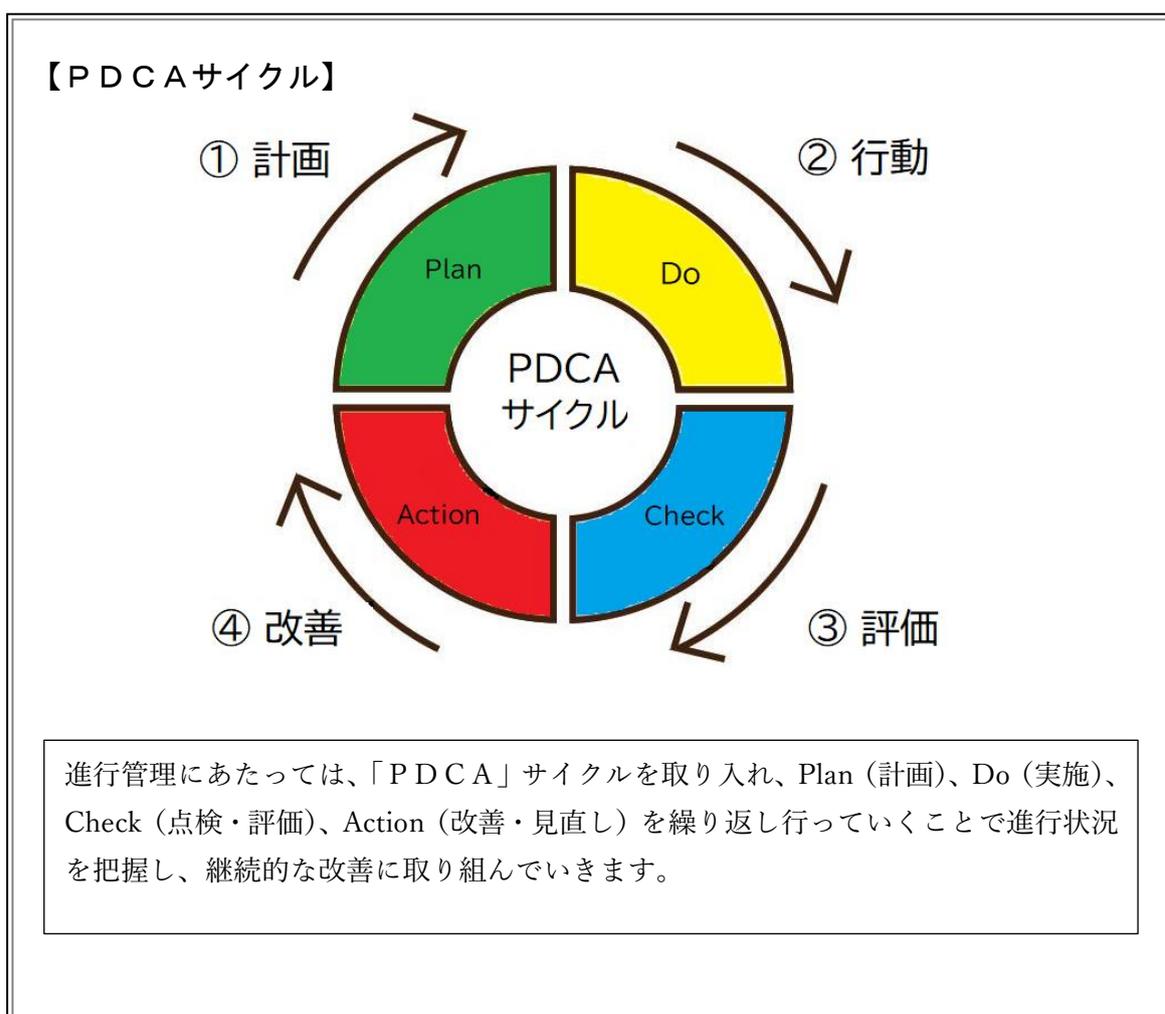
(1) 計画の推進

計画の着実な推進を図るため、福祉課が中心となって庁内関係部局と施策について調整し、地域福祉活動計画の策定団体である三浦市社会福祉協議会と連携し、計画の総合的な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

進行管理については、毎年度、三浦市地域福祉計画推進懇談会において、計画に位置付けた取り組みの評価を行い、事業の改善や効率的な推進を図ります。

また、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて基本目標などの見直しを行います。



第2章 地域を取り巻く状況と課題

1 地域福祉に関するデータ

(1) 人口・世帯数の推移

(単位：世帯・人)

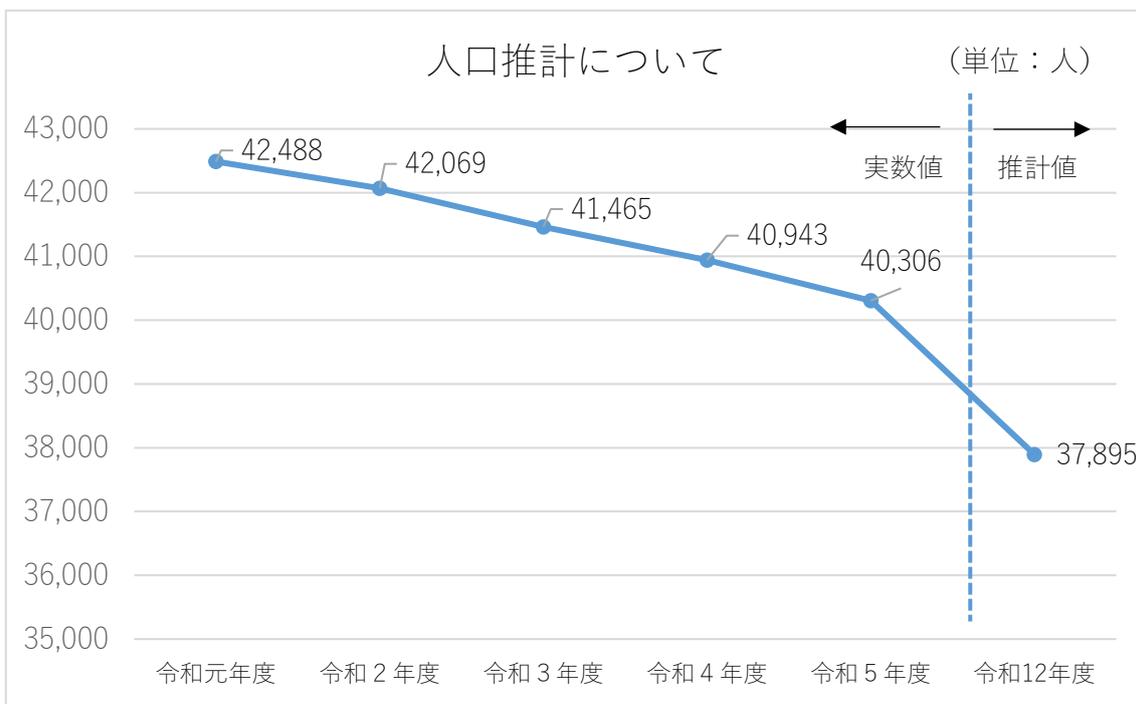
年次別	世帯数	人口			備考
		総数	男	女	
昭和 30年 1月1日	7,082	35,450	17,404	18,046	市制施行
昭和 30年 10月1日	7,328	36,358	18,134	18,224	国勢調査
昭和 35年 10月1日	8,494	39,811	20,568	19,243	国勢調査
昭和 40年 10月1日	9,767	42,601	21,731	20,870	国勢調査
昭和 45年 10月1日	11,098	45,532	23,137	22,395	国勢調査
昭和 50年 10月1日	12,412	47,888	24,177	23,711	国勢調査
昭和 55年 10月1日	13,442	48,687	24,262	24,425	国勢調査
昭和 60年 10月1日	14,278	50,471	25,107	25,364	国勢調査
平成 2年 10月1日	15,708	52,440	25,955	26,485	国勢調査
平成 6年 10月1日	17,325	54,339	26,865	27,474	人口統計調査
平成 7年 10月1日	17,003	54,152	26,708	27,444	国勢調査
平成 12年 10月1日	17,267	52,253	25,615	26,638	国勢調査
平成 17年 10月1日	17,523	49,861	24,413	25,448	国勢調査
平成 22年 10月1日	17,884	48,352	23,360	24,992	国勢調査
平成 27年 10月1日	17,567	45,289	21,805	23,484	国勢調査
平成 28年 10月1日	17,560	44,651	21,496	23,155	人口統計調査
平成 29年 10月1日	17,504	43,877	21,083	22,794	人口統計調査
平成 30年 10月1日	17,482	43,163	20,713	22,450	人口統計調査
令和 元年 10月1日	17,515	42,488	20,405	22,083	人口統計調査
令和 2年 10月1日	17,210	42,069	20,142	21,927	国勢調査
令和 3年 10月1日	17,178	41,465	19,834	21,631	人口統計調査
令和 4年 10月1日	17,214	40,943	19,574	21,369	人口統計調査
令和 5年 10月1日	17,165	40,306	19,226	21,080	人口統計調査

【資料：三浦市統計月報】

(2)人口の推計について

本市の人口は、平成 6 年 1 月 1 日 54,350 人をピークに減少傾向になっており、令和 12 年度には、37,895 人になると推計しています。

※グラフ内の表記については、平成 31 年度は、令和元年度で統一しています。



(単位：人)

年 度	人 口	備 考
令和元年度	42,488	10月1日現在
令和2年度	42,069	10月1日現在
令和3年度	41,465	10月1日現在
令和4年度	40,943	10月1日現在
令和5年度	40,306	10月1日現在
令和12年度	37,895	三浦市人口ビジョン

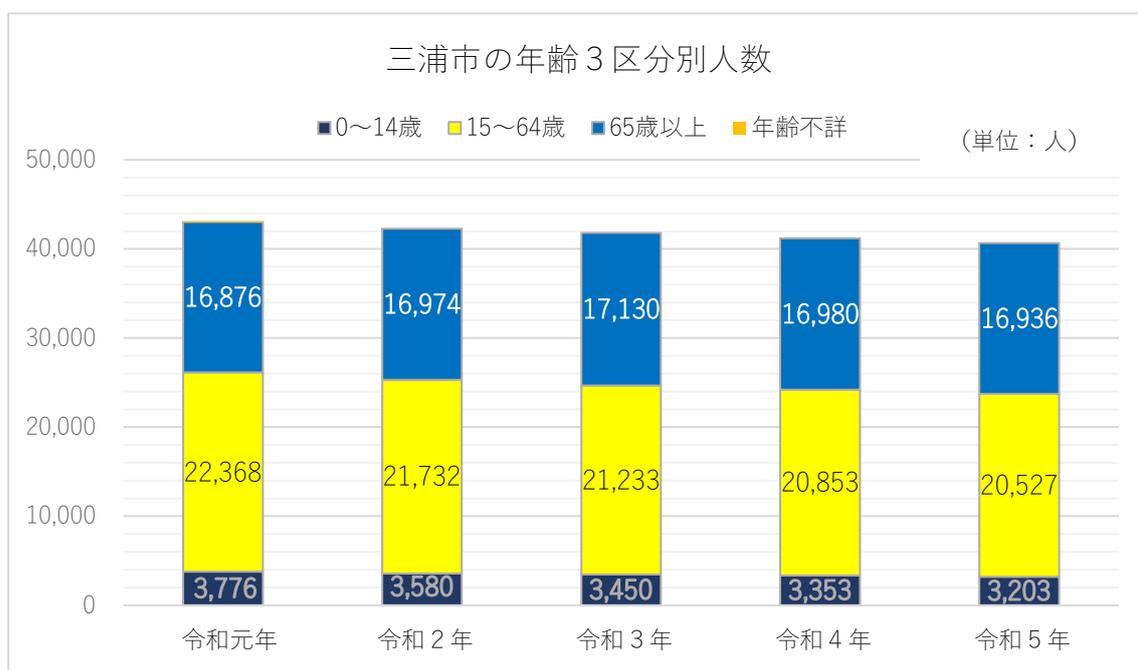
【資料：三浦市統計月報・三浦市人口ビジョン】

(3) 三浦市の年齢3区分別人数

総人口が減少しているにもかかわらず、65歳以上の人数が増えており、その割合は年々大きくなってきています。

(単位：人・%)

区 分	総 数	0～14歳	割合	15～64歳	割合	65歳以上	割合	年齢不詳	割合
令和元年	43,042	3,776	8.8	22,368	52.0	16,876	39.2	22	0.1
令和2年	42,308	3,580	8.5	21,732	51.4	16,974	40.1	-	-
令和3年	41,988	3,450	8.2	21,233	50.6	17,130	40.8	-	-
令和4年	41,361	3,353	8.1	20,853	50.4	16,980	41.1	-	-
令和5年	40,841	3,203	7.8	20,527	50.3	16,936	41.5	-	-



【資料：神奈川県年齢別人口統計表・1月1日現在】

(4) 年齢3区分別の神奈川県との比較

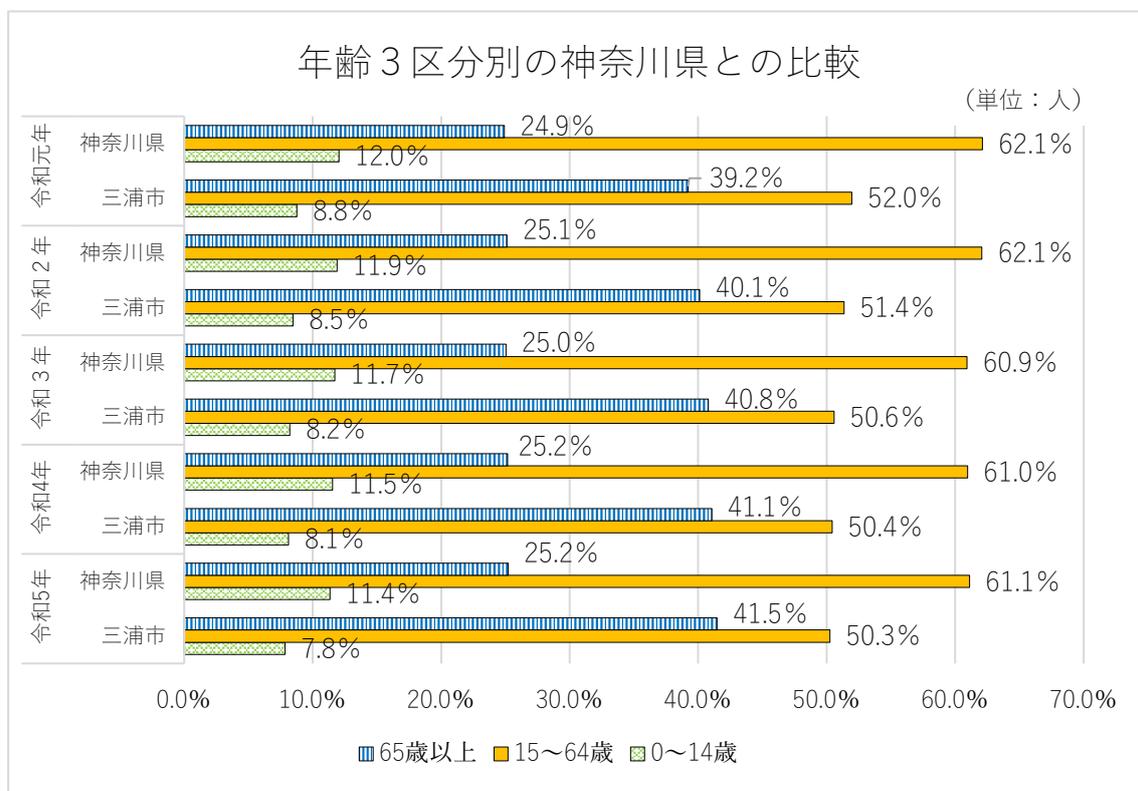
神奈川県と比較すると、どちらも年少人口の割合が減少し、高齢人口の割合が増加していますが、本市の人口割合の変化の方が急激であり、少子高齢化が急速に進んでいることが見て取れます。

神奈川県

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
令和元年	12.0%	62.1%	24.9%
令和2年	11.9%	62.1%	25.1%
令和3年	11.7%	60.9%	25.0%
令和4年	11.5%	61.0%	25.2%
令和5年	11.4%	61.1%	25.2%

三浦市

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
令和元年	8.8%	52.0%	39.2%
令和2年	8.5%	51.4%	40.1%
令和3年	8.2%	50.6%	40.8%
令和4年	8.1%	50.4%	41.1%
令和5年	7.8%	50.3%	41.5%



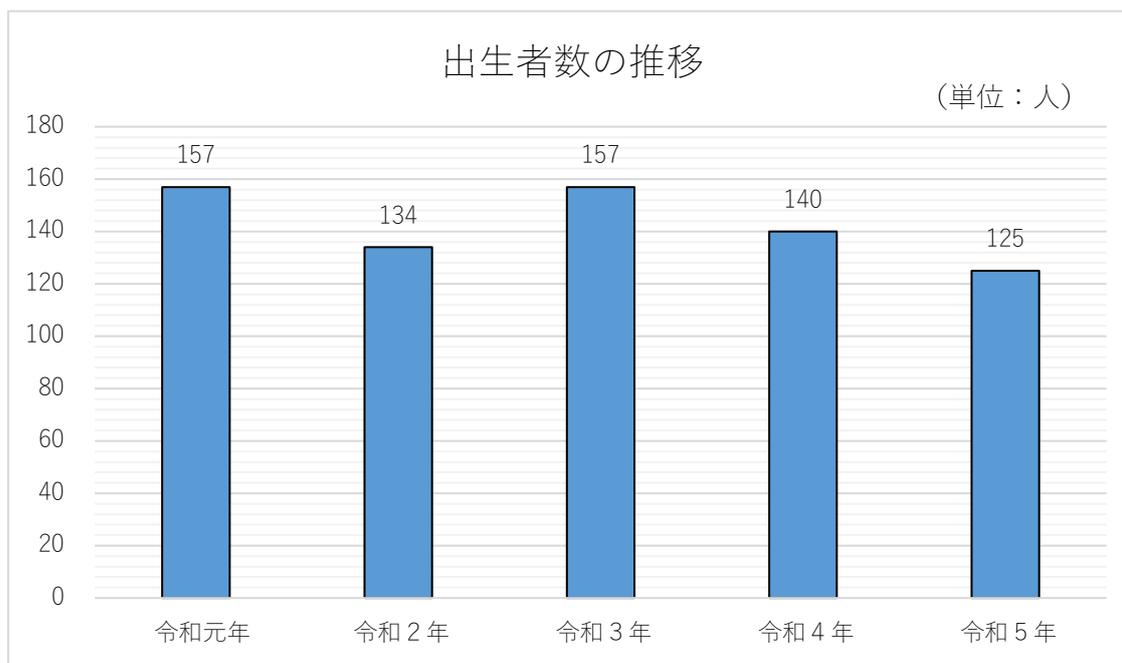
【資料：神奈川県年齢別人口統計表・1月1日現在】

(5) 出生者数及び人口との比較

出生者数は、令和3年は増加したが、その後は減少しています。

(単位：人・%)

区 分	人 口	出生者数	割 合
令和元年	42,488	157	0.37
令和2年	42,069	134	0.32
令和3年	41,465	157	0.38
令和4年	40,943	140	0.34
令和5年	40,306	125	0.31



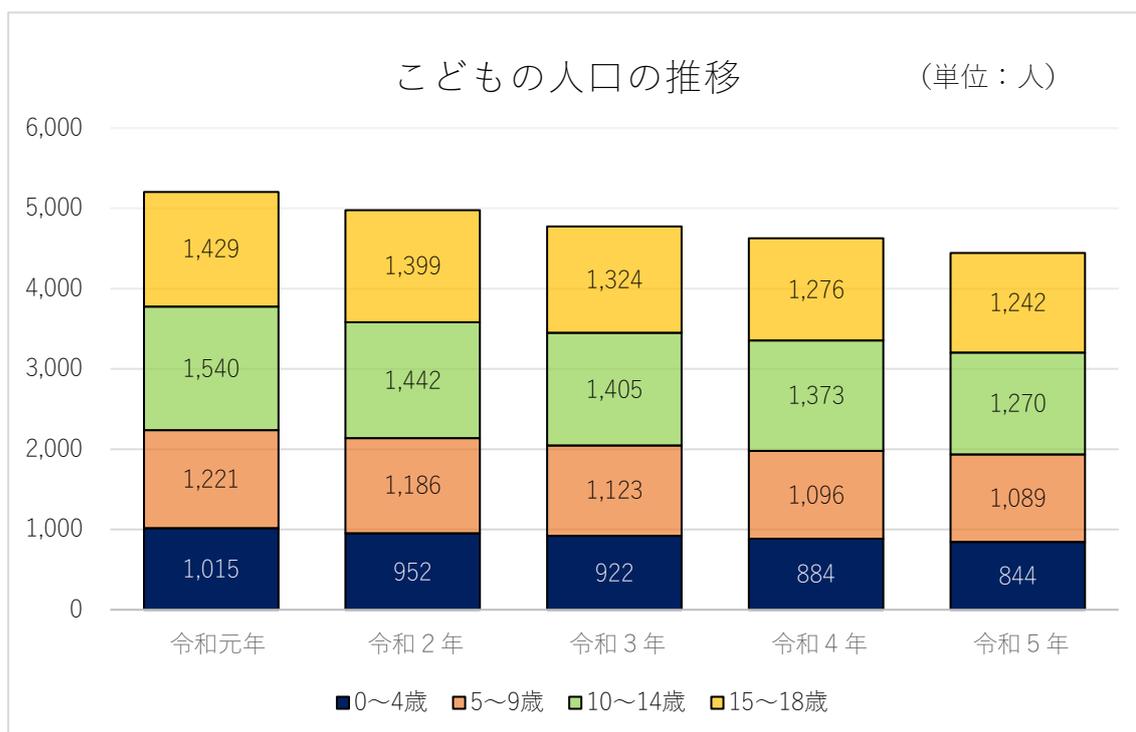
【資料：三浦市統計月報 人口は、10月1日現在、出生者数は、1月から12月の計】

(6) こどもの人口の推移

令和元年の18歳未満の児童人口は5,205人であったが、令和5年は、4,445人であり、750人減少しています。

(単位：人)

区 分	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～18歳	計
令和元年	1,015	1,221	1,540	1,429	5,205
令和2年	952	1,186	1,442	1,399	4,979
令和3年	922	1,123	1,405	1,324	4,774
令和4年	884	1,096	1,373	1,276	4,629
令和5年	844	1,089	1,270	1,242	4,445



【資料：神奈川県年齢別人口統計表・1月1日現在】

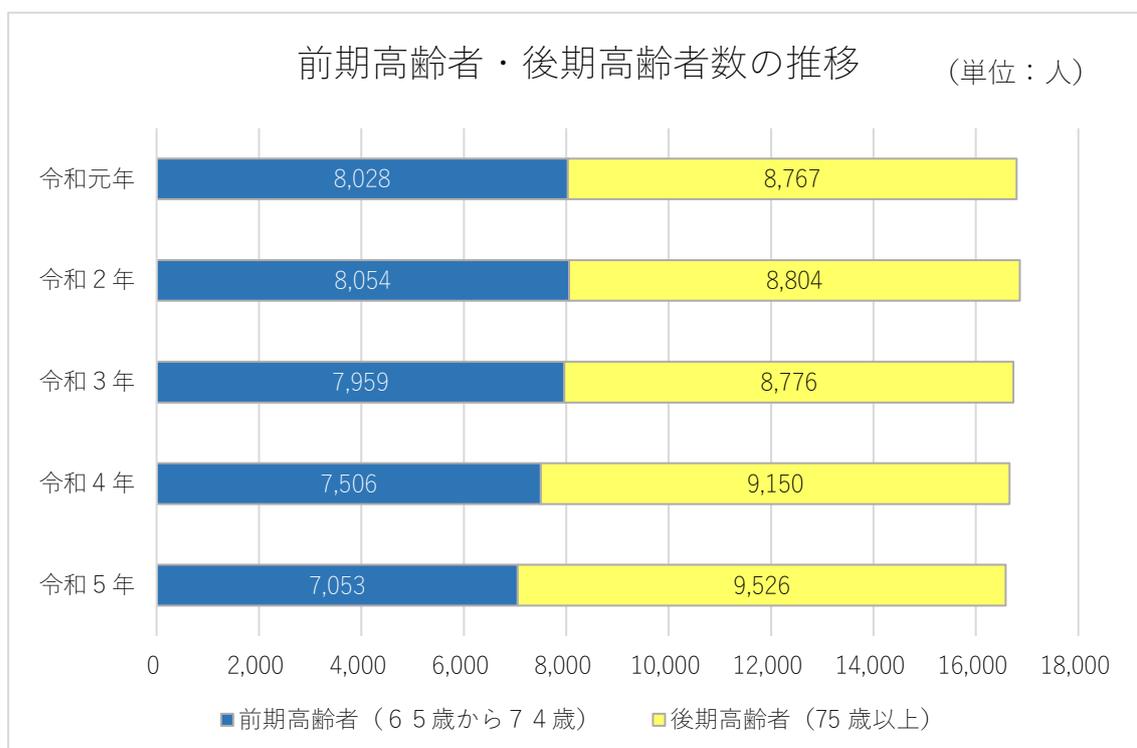
(7) 高齢者人口の状況

本市の高齢者数は、令和元年10月1日現在は16,795人であったが、令和5年10月1日現在では16,579人と減少しています。

前期高齢者（65歳から74歳）については、減少しているが、後期高齢者（75歳以上）は増加しています。

(単位：人)

区 分	総人口	高齢者人口	前期高齢者 (65歳から74歳)	後期高齢者 (75歳以上)
令和元年	43,213	16,795	8,028	8,767
令和2年	42,521	16,858	8,054	8,804
令和3年	41,928	16,735	7,959	8,776
令和4年	41,406	16,656	7,506	9,150
令和5年	40,765	16,579	7,053	9,526



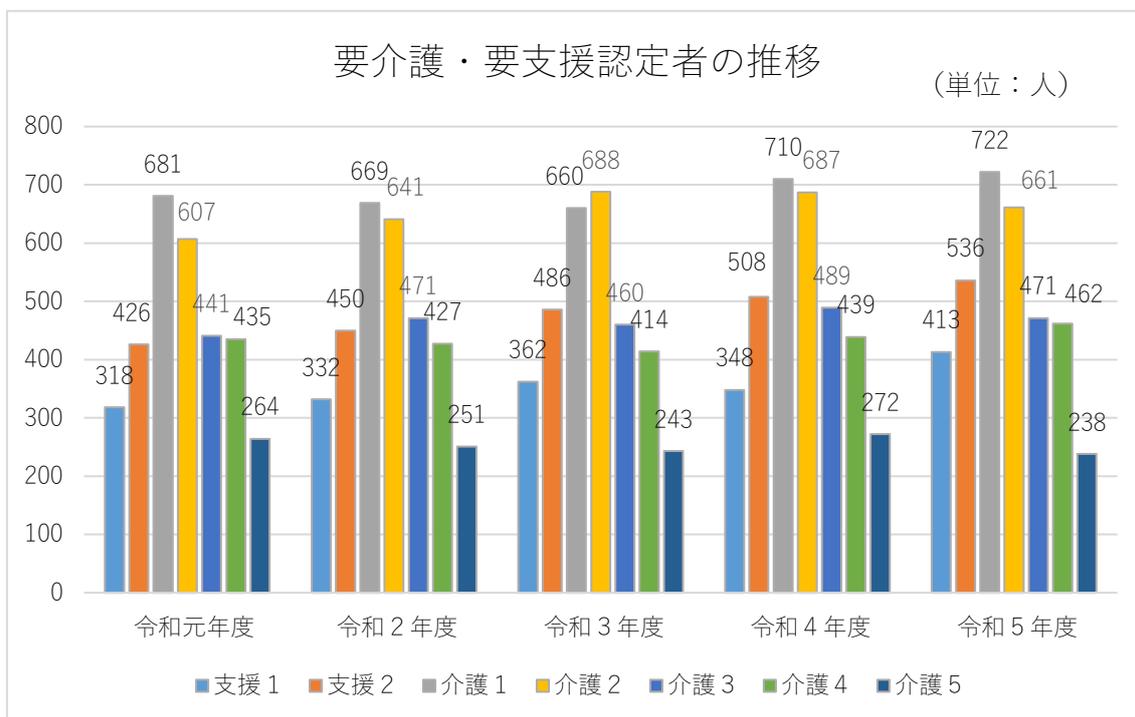
【資料：保健福祉部高齢介護課・10月1日現在】

(8) 要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数は、令和元年度末 3,172 人でしたが、令和 5 年度末では、3,503 人となっており、331 人増加しています。

(単位：人)

年度	支援 1	支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	合計
令和元年度	318	426	681	607	441	435	264	3,172
令和 2 年度	332	450	669	641	471	427	251	3,241
令和 3 年度	362	486	660	688	460	414	243	3,313
令和 4 年度	348	508	710	687	489	439	272	3,453
令和 5 年度	413	536	722	661	471	462	238	3,503



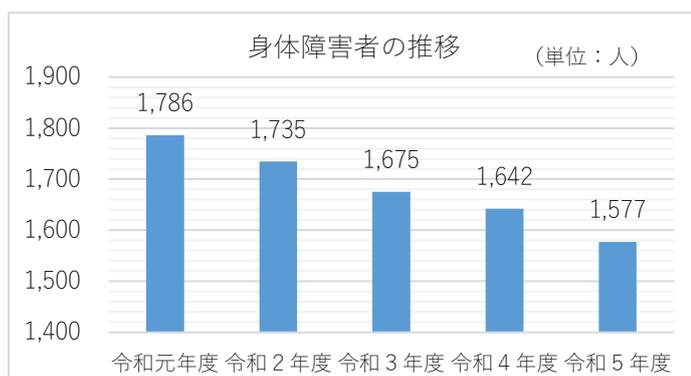
【資料：保健福祉部高齢介護課】

(9) 各種障害者手帳の保持者数

身体障害者手帳保持者は、人口の減少に伴い、減少傾向にあります。療育手帳保持者（知的障害者）や精神障害者保健福祉手帳保持者は、増加傾向にあります。

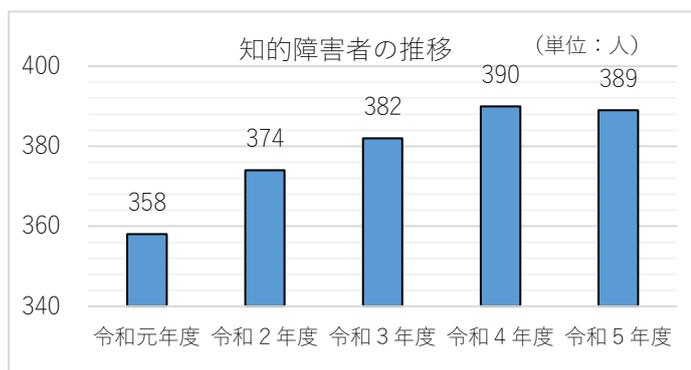
身体障害者の状況（身体障害者手帳所持者数）

年 度	人 数
令和元年度	1,786
令和2年度	1,735
令和3年度	1,675
令和4年度	1,642
令和5年度	1,577



知的障害者の状況（療育手帳所持者数）

年 度	人 数
令和元年度	358
令和2年度	374
令和3年度	382
令和4年度	390
令和5年度	389



精神障害者の状況（精神障害者保健福祉手帳所持者）

年 度	人 数
令和元年度	1,172
令和2年度	1,301
令和3年度	1,255
令和4年度	1,314
令和5年度	1,335



【資料：保健福祉部福祉課】

(10) 生活保護の被保護者数及び世帯数

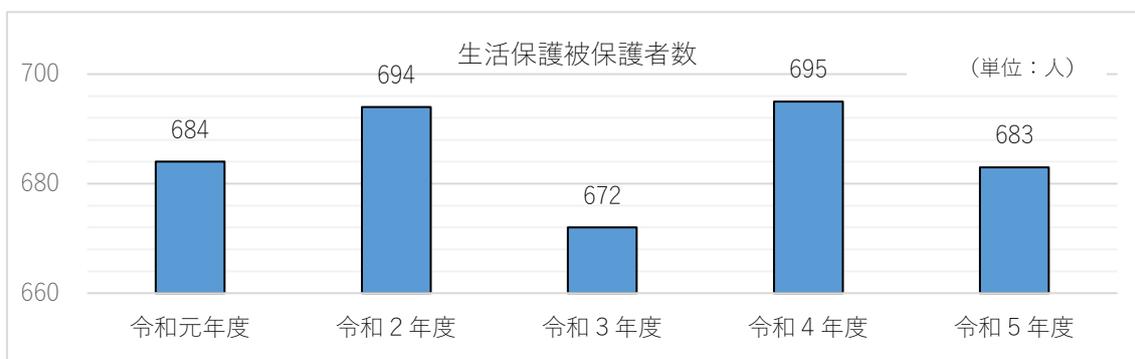
被保護者数は、ここ数年横ばいからやや減少傾向にあります。被保護世帯数は、年々増加傾向にあります。

一人暮らしなどの少人数の世帯が増えてきていることがうかがえます。

生活保護被保護者数及び人口との比較

(単位：人・%)

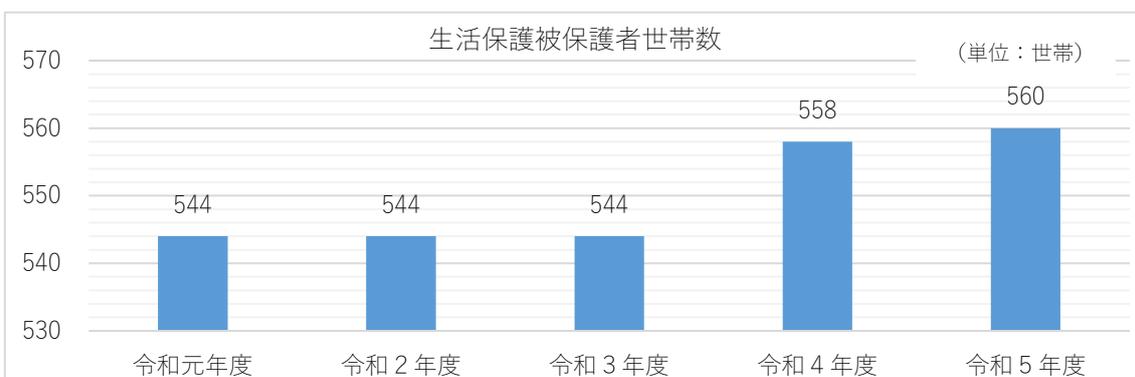
年 度	人 口	被保護者数	割 合
令和元年度	42,036	684	1.63
令和2年度	41,820	690	1.65
令和3年度	41,115	672	1.63
令和4年度	40,584	695	1.71
令和5年度	39,819	683	1.72



生活保護被保護者世帯及び総世帯数との比較

(単位：世帯数・%)

年 度	世帯数	被保護世帯数	割 合
令和元年度	17,465	544	3.11
令和2年度	17,245	544	3.15
令和3年度	17,153	544	3.17
令和4年度	17,154	558	3.25
令和5年度	17,069	560	3.28



【資料：保健福祉部福祉課】

2 地域福祉に関する課題

【課題 1】暮らしにくさや不安を抱える市民の増加

《関連するアンケート設問：Q2》

本市では、少子高齢化が進んでおり、令和5年10月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合（高齢化率）は41.5%、また、0～14歳の割合については7.8%となっています。

地域福祉においても、担い手不足や活動者の高齢化、地域の支えあい機能の低下といった課題について考え、取組を行っていくことが重要です。

また、地域福祉に関する市民アンケートでは、前アンケート同様「老後の暮らし」、「医療費」、「介護」について、心配と回答した方がそれぞれ3割以上、特に「老後の暮らし」については、前回よりも9.3ポイント増えています。

他に「健康・福祉のことで利用できる機関・施設が少ない」と回答した方が2割以上おり、暮らしにくさや不安を抱えたまま暮らしている市民が多いことがうかがえます。

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるようにするためには、問題が深刻化することを未然に防ぎ、早期に必要な支援が行き届くようにすることが必要です。

【課題 2】地域での協力関係の弱まり（希薄化）

《関連するアンケート設問：Q5、Q14、Q18》

少子高齢化や人口減少社会の中でも、将来にわたって暮らしやすく、多様な世代が共生できる地域をつくるため、世代間の交流が必要と考えています。

市民アンケートにおいて、隣近所の付き合いは、「挨拶をかわす程度」、「立ち話をする程度」で約7割、「留守をすると声をかけあう程度」、「一緒に茶を飲んだりする」、「困っている時に相談したり、助け合ったりする」が2割となっている。

また、70%を超える方が地域の活動に参加していないと回答をしており、前回よりも約6ポイント増えています。

地域の問題に対して自主的な協力関係が必要かという設問に対して「必要ない」と選択した方の理由として、「他人とのかかわりを持ちたくない」「一人一人の問題である」「干渉を好まない」、「行政が全面的に対応するべきものだと思うから」などが多くなっており、そもそも地域での交流を望まない方も一定数いることがうかがえます。

近所に支援を必要とする方がいることが認識されず、社会的に孤立してしまうような状況が懸念されます。

そのため、地域住民同士が地域の中で支え合えるネットワークを構築し、地域福祉に取り組むための支援が必要です。

【課題3】地域福祉活動の担い手不足やその固定化

《関連するアンケート設問：Q16、Q24》

地域におけるつながりの希薄化に伴う新規加入者の減少や役員の高齢化等により、区長会（自治会）などの地縁団体の担い手不足が深刻化しており、NPO等の市民活動団体でも同様の課題を抱えている団体が多くなっています。

市民アンケートにおいて、「地域の活動に参加していますか」との設問に対し、「参加している」と回答した方は約20%にとどまっています。

同様に「ボランティア活動をしたことがありますか」との設問に対し、「ある」と回答した方も約30%にとどまっており、地域の活動に参加している方が特定の一部の方に固定化している現状がうかがえます。

特に、住民にとって一番身近な地域福祉の担い手ともいうべき民生委員・児童委員については、なり手が固定化している状況や、委員の高齢化から、次の担い手に引き継ぎたいのに引き継げず、欠員が増加している状況となっています。

地域福祉活動は多くの方の善意や使命感によって支えられています。

「地域の中で安心して暮らしていくにはどのようなことが大切だと思いますか」の設問に対し、「ボランティア活動等による助け合いづくり」が、前回より17ポイント伸びており、将来にわたり持続可能な地域コミュニティを維持・強化していくためにも、より多くの方が地域福祉の大切さを見つめ直し、活動の担い手となれるような取組みを進める必要があります。

【課題4】包括的相談支援体制の未整備

《関連するアンケート設問：Q3、Q11》

近年では、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子ども家庭の「8050問題」や「ヤングケアラー」など、対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える方やそのご家族への支援が課題となっています。

「医療・介護・福祉のサービスに関する情報」では、依然として、三浦市民（広報紙）が約56.7%と高いが、インターネットが前回より、倍近い32.2%となっています。

本市では、個別の制度に基づく相談支援の窓口の整備は進んでおり、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者などのそれぞれの対象者ごとに、担当となる窓口や機関において可能な支援をおこなっています。

しかし、市民アンケートにおいて、福祉のことで困ったときの相談相手は、「家族や親戚」が一番多く、次に「知人・友人」となっています。

このことから、既存の相談窓口の周知や福祉に関する情報発信等が、支援を必要とする方に十分に届いていない現状がうかがえます。

既存の体制では解決できない新たな地域福祉課題が増加し社会問題化してきているなか、支援を必要とする方の世代や世帯の属性にかかわらず、地域福祉課題を包括的に受け止めたり、複合的な課題や制度の狭間にある課題を包括的に支援できるような相談支援体制の整備が求められています。

3 第4期計画（前計画）における取り組み状況

第4期計画における取り組み状況は以下のとおりです。

【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり

市や関係機関等ですでに行っている相談窓口等の周知、福祉情報の発信という目標に沿って、主に災害時等を含めた行政における子育て、高齢者、障害者支援や相談窓口についての取り組みを行った。

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
1	一時保育への支援	現在、一時保育を実施している2園に、引き続き経済的支援を行います。	2園については、事業を継続して実施し、一時的な保育ニーズに対応した。	子ども課
2	子育て支援センターへの支援	育児不安などへの相談指導や地域の保育ニーズに応じた事業を行うなど、地域における子育て支援サービス及び情報の拠点としての役割を果たしている子育て支援センターの事業運営に対して経済的支援を行います。	事業運営に対して継続して経済的支援を行っているが、より多くの方が利用できるよう、効果的な周知方法が必要である。	子ども課
3	幼稚園の子育て支援の取り組み	預かり保育、施設開放、子育て相談等、私立幼稚園の物的、人的資源を活用した子育て支援の取り組みを情報提供していきます。	通年で育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」で情報提供している。	子ども課
4	放課後児童クラブへの支援	事業運営に対し経済的支援、情報提供、関係機関の連携を行い、活動内容の一層の充実を支援していきます。またニーズ・小学校区再編に応じ、令和6年度を目標に実施個所を調整します。	三浦市放課後児童クラブ連絡協議会に参加し情報提供等の支援を実施した。また、実施個所については、ニーズに応じて、支援単位の調整を行った。（1クラブ）	子ども課

No.	取組み	内 容	取組み状況	担当課
5	子育て支援に関する情報提供	育児を応援する行政サービスガイド「ママフレ」にて、子育てに関する様々な情報を収集し、一元的に的確な、最新の情報を発信していきます。また、母子手帳アプリ「母子モ」の周知を行います。	掲載情報を更新し、子育て関連情報の発信を行った。	子ども課
6	児童相談の実施	子育てについて不安を抱える保護者への支援を図るため、児童に係る相談全般の一義的窓口として市の機能を確保し、行政、小・中学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の相互連携及び主任児童委員・児童委員等の地域における子育て支援者とのネットワークの構築を検討します。	令和4年4月に設置した「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両機能を併せ持つ「親子相談センターひなたぼっこ」において、子どもや保護者、学校等関係機関からの相談を一体的に受け、支援を行った。	子ども課
7	子育て世代包括支援センター事業の実施	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターにおいて、保健師などの専門職等が全ての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦に対し切れ目のない支援を行います。	「親子相談センターひなたぼっこ」において、母子保健コーディネーターを中心に、妊婦から子育て期まで切れ目のない相談業務を実施した。	子ども課
8	通常保育での待機児童の解消	通常保育については、定員の弾力的対応とともに、一時保育等を活用し、待機児童が生じないように対応していきます。	現定義においては、4月1日時点の待機児童数は0人となっているが、希望園指定等による保留者も発生している。また、園によって希望者数の偏りがある。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
9	民間保育所への支援	民間保育所における保育環境の充実を図るため、低年齢児保育の充実、アレルギー児童に対応する看護師・要保護児童に対応する保育士の配置に要する経費の一部を補助します。	神奈川県補助制度を活用して経費の補助をしている。	子ども課
10	延長保育への支援	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の開所時間（標準時間保育対象者は11時間、短時間保育対象者は8時間）を超えて、保育を実施する保育園の延長保育に対して経済的支援を行います。	市内4保育園が延長保育を実施している。また、実施している園に対し、運営に係る経費の一部を補助している。	子ども課
11	幼児教育保育無償化	非課税世帯の0歳から2歳までの子どもと、全ての3歳から5歳までの子どもの保育料を無償化します。	申請に基づき、無償化事業を実施。市内では、保育所等4ヶ所、幼稚園3ヶ所のほか、認可外保育施設において継続し、無料化を実施した。	子ども課
12	予防接種事業の実施	定期予防接種を実施します。また、新生児訪問や各健康診査時における相談及び接種勧奨を行います。また、母子健康管理システムを活用し、接種状況の管理を行います。	新生児訪問や乳幼児健康診査・教室等において、その年齢に応じた予防接種の周知を行った。また、母子健康管理システムで接種歴を管理し、個々の接種状況の把握や、定期的に未接種者への接種勧奨を行った。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
13	母子保健に関する情報管理の徹底	母子保健カードの内容・活用・管理と母子保健管理システムを活用し、母子保健事業の効果的な実施のため情報管理の徹底を図ります。	母子保健管理システムを活用し、母子保健事業の実施状況に関する情報管理を行うことにより、個々の子どもと家庭に応じた支援や、より良い事業構築のためのデータ分析を行った。	子ども課
14	県保健福祉事務所・児童相談所等の関係機関との連携	切れ目のない支援のための関係機関との情報の共有や障害や育児不安への早期対応、支援を実施します。また、健康状態に即した適切な療育・親子支援などのケアが受けられるよう教育委員会・鎌倉保健福祉事務所（三崎センター）・鎌倉三浦地域児童相談所などとの協力・連携をより強化します。	要保護児童等の支援において、三浦市児童虐待防止ネットワーク会議や、すりあわせ、常時の連絡調整を通じて、関係機関と市との連携強化を図った。	子ども課
15	子育てに関する情報収集と専門窓口の紹介	障害や疾病があるなど、子育てに著しい不安を持つ親などに、子育てに関する情報を総合的に提供できるよう情報収集・各関係機関との連携に努めるとともに、専門窓口へ確実に繋げられるよう努めます。また、フォロー体制リーフレットを作成します。	発達に不安のある乳幼児等の保護者に対し、親子相談センターひなたぼっこのケースワーカーや保健師、臨床心理士等の相談を通じて、病院や障害児相談支援事業所、心身障害児生活訓練会等の市事業への案内や連絡調整を行っている。	子ども課

No.	取組み	内 容	取組み状況	担当課
16	子ども家庭総合支援拠点の設置	児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を、令和4年度を目途に設置を目指します。	「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両機能を併せ持つ「親子相談センターひなたぼっこ」を令和4年4月に開設し、妊娠・出産や子育て全般への心配事に関する相談対応、母子保健サービスの紹介等により、切れ目のない支援を行った。	子ども課
17	経済的な支援及びひとり親家庭の自立に必要な情報提供や指導の実施	経済的基盤の弱い、ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援し、児童を心身ともに健全に育成するため、これらの家庭に対して、児童扶養手当の支給を行い、経済的支援を行います。また、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の自立に必要な情報提供や指導を、関係機関と連携を図って実施していきます。	児童扶養手当の周知を行うとともに、母子父子自立支援員を1名配置し、相談や貸付の相談を受けた。	子ども課
18	ひとり親家庭等の医療費の軽減	ひとり親家庭等の医療費について、引き続き経済的な負担の軽減に努めます。	ひとり親家庭等における対象者（18歳になった日以後最初の3月31日までの児童及び母等、所得制限有）の健康の維持増進と経済的負担の軽減を図るため、医療機関の自己負担額（保険適用分）を助成している。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
19	居宅介護事業の実施	日常生活を営む上で困難のある障害児者に対し、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等の家庭におけるサービスを提供します。	利用を求めている障害児者に対して、適切に支給決定を行った。	福祉課
20	短期入所の実施	障害児者を介護している家族の疾病や休養等の理由により一時的に家庭で介護が出来ない場合、短期間施設サービスを提供し、障害児者及び、介護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	利用を求めている障害児者に対して、適切に支給決定を行った。	福祉課
21	補装具の交付	障害児者の失われた身体的機能を補うことにより、日常生活の利便性を向上させるため、補装具の交付、修理を行います。	申請のあった補装具の交付、修理について補助を行った。	福祉課
22	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具の購入費を補助します。さらに必要に応じて給付対象となるものの見直しを行ない、より良いサービス提供により、介護者を支援し、障害児者の自立を支援します。	申請のあった日常生活用具の購入費の補助を行った。また、利用者からの要望に応じて給付対象となるものの見直しを実施した。	福祉課
23	こども発達医療相談事業の実施	発達障害児等の早期発見、早期療育を目指し、医師、心理士等による診療、発達検査を実施します。	医師、臨床心理士による相談や発達検査等を定期的実施した。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
24	心身障害児生活訓練会の実施	発達に遅れがある就学前の児童と保護者を対象に、基本的な生活習慣や社会性を、保護者に対しては障害の正しい理解や適切な養育技術の習得を目的に事業を実施します。三浦市の療育を担う場として、専門性を高め質の向上を図り、障害児の子育てを支援します。	多岐にわたるニーズの変化に伴い、専門的な質の向上を図っているが、保育士のみでの事業運営となっており、場所も含めた今後の体制に検討の必要がある。	子ども課
25	地域生活支援の充実	関係機関と連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じた障害福祉サービスが提供できるよう努めます。また、障害児者にとって必要な情報を伝わりやすい方法で提供するように努めます。	利用を求めている障害児者に対して、適切に支給決定を行った。また、関係機関と連携し、必要な情報提供を行った。	福祉課
26	相談支援体制の充実	関係機関と連携し、障害児者やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう相談窓口の周知や対応力の強化を図ります。	関係機関と連携し、相談窓口の周知を図った。また、基幹相談支援センターを設置し、関係機関の対応力の強化を図った。	福祉課
27	グループホームの整備	障害者の居住の場として、また地域での生活を支える社会資源としての役割を担うグループホームの整備を促進します。	市内のグループホームの整備を行い、必要な社会資源の整備を行った。	福祉課
28	障害に対する保健・医療サービスの充実	障害者一人ひとりに配慮した治療・支援ができるよう、各医療機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めます。	各医療機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めた。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
29	防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者制度に基づき、避難支援を必要とする人（要支援者）の把握に努め、民生委員・児童委員、消防団、警察などが協力し、日頃の見守りや声掛け活動、災害時における安否確認等を支援できるよう、名簿の更新、体制整備等を行い、安全・安心体制を確保します。また、災害発生時には、一般の避難所に加えて福祉避難所を開設し、対象者の特性に応じた支援を行う体制を確保します。	三浦市避難行動要支援者の対象要件該当者のうち、登録申請書兼提供同意書提出者について、区長及び民生委員児童委員へ日頃の見守りや声掛け活動を行えるよう名簿を配布した。	福祉課
30	雇用促進の啓発活動	関係機関と連携し、障害者雇用が促進されるよう普及、啓発に努めます。	関係機関と連携し、必要な普及、啓発を行った。	福祉課
31	相談・就労支援の充実	障害者がそれぞれのライフステージにおいて、生き生きと生きがいを感じながら安心して働くことができるように、施設への通所に対する支援及びニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。	施設への通所に対する交通費の一部について助成を行った。また、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図った。	福祉課
32	就労の場の確保	関係機関と連携して、障害者雇用の拡大を図ります。	関係機関と連携し、必要な情報提供を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
33	住宅・建物等のバリアフリー化	重度障害者の家庭生活を容易にし、家族の介護負担を軽減するために、既存の住宅を改造する際の費用の一部を助成します。また、公共施設の建設にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、誰もが利用しやすくなるように、出入り口や廊下の幅の確保、障害者用エレベーターや身体障害者用トイレ設置等を行うなど、オープンスペースの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。	申請のあった住宅改修のための費用の一部を助成した。また、公共施設の建設にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、誰もが利用しやすくなるよう普及に努めた。	福祉課 各公共施設所管課
34	交通に関するバリアフリーの推進	道路、鉄道、路線バス等のバリアフリー化について関係機関に要望していきます。	神奈川県鉄道輸送力促進会議に参画し、毎年度、ホームドアの設置等鉄道のバリアフリー化について、要望した。また、三浦半島生活交通ネットワーク協議会に参画し、ノンステップバスの導入促進を図った。障害者団体等からの要望について関係機関に照会した。	政策課 福祉課
35	差別解消の周知・啓発	関係機関と連携し、障害者差別解消について普及・啓発に努めます。	関係機関と連携し、必要な普及、啓発を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
36	権 利 擁護・成年後見制度利用の推進	判断能力が十分でない対象者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、申し立てに必要な経費と後見人の報酬の一部を助成することで、成年後見制度利用の促進を図ります。	成年後見制度に関する広報業務及び相談業務を委託により実施した。また、認知症等により判断能力が不十分な高齢者のうち、身寄りがないなど支援が必要な方に対し、成年後見制度の市長申立てを行うとともに、後見人等の報酬等への費用負担が困難な高齢者に対し、助成を行った。	福祉課 高齢介護課
37	虐待防止の推進	三浦市障害者虐待防止センター機能を強化し、関係機関との連携により障害者への虐待防止、権利侵害の防止に努めます。	関係機関と連携し、障害者への虐待防止、権利侵害の防止のため研修を開催した。	福祉課
38	緊急通報体制整備	65歳以上のひとり暮らしの方のうち、希望する方に対し、事前に既往歴や親族の連絡先などの情報を登録していただき、急病等の緊急時の対応について助言を行います。また、緊急時には、安否確認や親族への連絡等、関係機関と協力しながら迅速かつ適切な支援を行います。	地域包括支援センター職員の訪問による聴き取り登録、関係機関と情報共有を行った。また、消防と市職員による高齢者宅訪問等により、既に登録している方の登録情報の更新を行った。	高齢介護課
39	養護老人ホーム等保護措置	原則として65歳以上であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が養護老人ホームに入所することを支援します。	環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者に対して生活の場を確保し、安心して生活ができるように、養護老人ホームへの保護措置を行った。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
40	外国籍市民高齢者等福祉給付金支給	在日外国籍の方で、制度の狭間で公的年金を受給する要件を満たさない方に、福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ります。	在日外国籍の方で、制度の狭間で公的年金を受給する要件を満たさない方に、福祉給付金を支給する事業であるが、対象者がいなかった。	高齢介護課
41	高齢者福祉サービス事業	対象者にはり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成します。また、寝たきりの高齢者の中で該当する対象者に出張理容・美容サービスの利用券を発行します。	申請のあった対象者に市内のマッサージ施術所や理容店で使用できる助成券を発行した。また、ホームページ、手と手をつなごう、広報紙にて周知を行い普及・啓発を行った。	高齢介護課
42	老人クラブ連合会育成	三浦市老人クラブ連合会の主催する文化行事やスポーツ大会等、各地区の単位老人クラブが行っている活動や会員相互の交流に対して、助成による活動支援を行います。また、魅力ある会の運営により、会員数の維持を図りながら事業が展開できるよう支援します。	市内の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して育成補助を行った。また、研修会、福祉大会、スポーツ大会等の各種事業に対して支援を行った。	高齢介護課
43	老人福祉保健センター運営	気軽で身近な交流の場として、個人による自由な利用と、老人クラブ等のグループ予約による利用が選択できる施設です。高齢者等からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等の場を提供します。	高齢者が趣味や生きがいを目的として相互に交流ができるように、入浴、会食等の場を提供し、高齢者からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等の場の提供を指定管理により実施した。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
44	シルバー人材センター育成	<p>シルバー人材センターでは、自主・自立・共働・共助の理念のもと、技能の向上と就労、会員の交流、健康づくり、活力ある地域づくりに寄与するための社会活動を実施しています。今後も、高齢者等が技術や経験、知識を活かして働くことにより、健康で生きがいを持つことができるよう、センターの活動等に対して助成による支援を行います。</p>	<p>高齢者の就業の場を確保し提供することにより、高齢者の生きがいの充実と地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターに対して、育成補助を行い、高齢者の雇用の促進及び機会の確保を図った。</p>	高齡介護課
45	要支援者等に対する訪問や通所等の支援	<p>個々の状況に応じて、訪問による洗濯や掃除等、通所による機能訓練や通いの場等の日常生活上の支援をはじめ、栄養改善を目的とした配食や見守り支援等、多様なサービスを提供します。地域包括支援センターや本市の窓口等で事業内容の説明を十分に行い、高齢者等の意向を確認しながら、適切な対象者の判定につなげます。また、事業内容等については、リーフレットの作成と配布、本市広報誌やホームページへの掲載、説明会の開催等によって、高齢者や家族、地域住民だけではなく、介護サービス事業者に対しても、十分な周知に努めます。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等の食生活の維持向上及び栄養改善を目的に配食サービスを実施し、安否確認、孤独感の軽減等を図った。また、地域包括支援センターや本市の窓口等で事業内容の説明を行うとともに、広報紙やホームページへの掲載を行い、周知に努めた。</p>	高齡介護課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
46	総合相談体制と関係機関との連携の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の充実を図ります。	地域包括支援センターが中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続するために残された課題について地域ケア会議で検討、及び地域ケア連携会議にて関係機関との情報共有を行った。	高齢介護課
47	介護保険サービスの充実	ひとり暮らしや認知症の方等、様々な高齢者が要支援や要介護の状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正を踏まえながら、必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供します。	介護度の高い高齢者が継続して住宅で生活できるよう、医療ニーズに対応できる看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対して補助金を交付し、介護サービス提供体制の整備を図った。	高齢介護課

【基本目標2】 みんなで支え合う地域づくり

地域活動に主体的にかかわれる環境づくり及び民生委員・児童委員を含めた地域福祉活動の新たな担い手の育成という目標に沿って、主にボランティア活動や育児サークル等の地域活動の支援や、民生委員・児童委員の活動の周知を含めた活動支援に関する取り組みを行った。

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
1	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育ての支援を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、地域で子育ての手助けをしていく仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業を実施いたします。	新生児訪問時やホームページ等での事業の周知のほか、「親子相談センターひなたぼっこ」において、サポートが必要な子育て世帯に対し事業の案内を行った。また、子育ての手助けをしたい提供会員の増加を図るため、提供会員向け研修会を実施した。子育ての援助を受けたい希望がある場合には、随時、提供会員とのマッチング（顔合わせ）を行い、支援が行き届くよう取り組んだ。	子ども課
2	子育てサークル活動への支援	子育てサークルへの支援を行います。また、育児サークル参加者の育児相談、サークル紹介の場の提供、サークルの一覧表を作成し配布します。	サークル活動の周知や、希望に応じて栄養士等を会場へ派遣し講話を行う等、支援を行った。	子ども課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
3	「つどいの広場」事業の支援	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図るとともに、ボランティアによる育児相談などを実施する場としての「つどいの広場」事業を行う民間団体を支援します。	民間団体が月1回開催している交流事業について、開催場所等の調整等を行っている。	子ども課
4	主任児童委員等の活動支援	保健師・栄養士によるほっと*ハート健康相談や民生委員・主任児童委員の赤ちゃん訪問活動への協力支援を行います。また、地域での見守り等連携を図り、育児支援体制を強化します。	新生児訪問や乳幼児健康診査、教室開催時等に案内を行うと伴に、子ども課窓口チラシを配架し、活動内容を周知した。	子ども課
5	人材育成・確保	障害のある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組めます。また、新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得を支援します。	三浦市障害者自立支援協議会において設置する部会において情報共有や研修を行い、人材の確保に関する検討や資質の向上に取り組んだ。また、基幹相談支援センターにおいて研修を実施し、専門的知識や技能習得について支援した。	福祉課
6	心のバリアフリーの推進	市民誰もが障害や障害者への理解をもち、支援を必要とする障害者等に対して、いつでも手を差し延べられるまちをめざし、ヘルプマークをはじめとした障害者に関するマーク等の周知啓発を行います。	市民まつりに基幹相談支援センターを中心として障害福祉に関するブースを設置し、周知啓発を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
7	障害者福祉の基盤整備	地域の障害福祉ネットワークの構築のために、三浦市障害者自立支援協議会を円滑に運営し、障害者が地域で暮らすために必要な地域課題などについて検討を行う中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置しています。また、三浦市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営を支援し、市民参加の機会拡充など、障害者の地域生活に欠くことのできないボランティア活動の振興に努めます。	三浦市障害者自立支援協議会を設置し、地域課題などについて検討を行った。また、三浦市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営支援等を行った。	福祉課
8	高齢者の介護予防を支援する地域づくりの推進	地域に通いの場を充実させるとともに、住民によるボランティアを育成し活動を支援しながら、地域全体で高齢者の介護予防を支援する「地域づくり」を推進します。また、専門職等の知識・技能を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指します。	住民ボランティアを育成し、活動を支援するとともに、元気アップ教室においては、男性コースを新設するなど、地域の通いの場の充実を図った。また、介護予防サポーターやフレイルサポーターの育成を支援した。さらに、フレイルサポーターの活動として、地区の会館等出向き出張型でのフレイルチェックを行った。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
9	生活支援体制整備事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加に対応し、その方たちが住み慣れた地域で安心した生活を継続していくために必要となる多様な日常生活上の支援の充実を図るため、民間企業や地域ボランティア、社会福祉法人等様々な主体と連携・協働しながら、生活支援コーディネーターや協議体を設置します。	市と生活支援コーディネーターが連携し、南下浦地区で住民主体の取組や地域での困りごとについての住民同士の情報交換会（第2層協議体）を開催した。また、三崎地区においても南下浦地区と同様に第2層協議体を設置し、住民同士の定期的な情報交換会の場を設けた。	高齢介護課
10	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員が行う高齢者世帯等への訪問や日常の見守り等の活動を支援します。また、民生委員・児童委員の固定化・不足に対応するため、新たな担い手の育成をはかるために、民生委員・児童委員の活動を周知する等の支援を行います。	市民まつりにおいて、民生委員・児童委員の活動ポスター展示、チラシ配布等を行い、来場者に制度や活動の周知を行った。	福祉課
11	地域見守り活動の推進	誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者等と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。	市または県を通して個人宅を訪問する事業者等と協定を締結し、訪問先の異常を感じた通報を受けた際は、親族や民生委員等と連絡を取り安否確認を行った。	福祉課

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
12	ボランティア活動の支援	ボランティア活動を通じて、住民の主体的に生きる力を共同で身につけていく「自主と連携のまちづくり」を進める市民参加の拠点づくりを実施するため、ボランティアセンターを支援します。	三浦市社会福祉協議会によるボランティアセンターを支援し、ボランティア・市民活動のための情報提供や相談助言活動等の促進を図った。	福祉課

【基本目標3】 新たな地域福祉課題への対応

複合的な課題や制度の狭間にある課題等、近年増えつつある新たな課題に対応するという目標に沿って、近年特に注目されている問題に対応している取組みで今後力を入れていくべき取組みや今後検討していくべき取組みを行った。

No.	取組み	内 容	取り組み状況	担当課
1	児童虐待防止ネットワーク体制の整備	児童に関する相談を受ける段階から、保護や支援を要する児童の状況を的確に把握し、必要な調査、指導、適切な支援を行います。また、児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査や訪問指導等を活用するほか、保護を必要とする児童に関する通告義務等についての啓発を行います。また、三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、児童虐待事例に対して、調査、処遇検討、見守りや在宅支援等の地域支援を行い、児童の家庭復帰、親子関係修復を図っていきます。見守り体制については、関係機関及び地域で継続して見守り、児童虐待の再発防止を図ります。	三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、関係機関と連携しながら、支援を要する児童の状況を的確に把握し、必要な調査、指導、適切な支援を行った。	子ども課
2	夜間、休日、病後児保育の検討	夜間、休日、病後児保育については、令和6年度を目途に、病後児保育を1か所で実施できるよう目指します。	具体的な運営方針の策定には至っていないが、事業者委託に限らない運営方法について担当課で検討している。	子ども課

No.	取組み	内 容	取組み状況	担当課
3	再犯防止への支援の検討	罪を犯した人などの地域生活を支えるための方策を検討します。	事例報告や関係機関との連携を行っている保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、必要な調整をおこなった。	福祉課
4	引きこもり問題への支援の検討	以前から若者や高齢者の引きこもりが社会問題となっていました。近年問題となっている引きこもりは「8050問題」として、より深刻な問題となっています。今後、県などの関連機関と連携し、問題の解決に向けた方策を検討していきます。	県などが主催する研修会を民生委員児童委員へ周知し、地域の見守り活動の中で問題を抱える人への居場所等の情報提供を行った。	福祉課
5	生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の三事業を一体的に実施し、申請者の生活困窮状態からの脱却と自立の促進を図ります。	自立相談支援事業等について、社会福祉協議会を実施機関として委託し、生活困窮者からの相談や情報提供、住居確保給付金の支給等の支援をおこなった。	福祉課
6	自殺対策	自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、「生きることの包括的な支援」、「関連施策の連携の強化」を基本方針として、自殺対策を推進します。	ゲートキーパー養成研修を市職員、民生委員等に対して実施した。また、地域の方に啓発物品を配布し、自殺対策を推進した。	福祉課

No.	取組み	内 容	取組み状況	担当課
7	避難行動 要支援者 の支援	災害時における要支援者の避難の支援について、地域と行政が連携した支援計画作成について検討します。	個別避難計画の作成に向け、防災危機対策室と検討し、独自作成している地域の情報収集等をおこなった。	福祉課
8	住民の地域福祉活動への参加の促進	住民の多くが地域活動に参加していない現状を打破するため、1人でも多くの住民の地域福祉活動への参加を促進する方法について検討します。	三浦市社会福祉協議会との連携事業について、民生委員児童委員を通じて、情報提供をおこなった。	福祉課
9	包括的な支援体制の整備	本人、世帯の属性に関わらず受け止める相談支援を実施するための体制整備について検討します。	地域住民にとって身近な相談役である民生委員児童委員に対して研修を行い、現在増えている困りごとに対する対応方法や相談内容の解決に繋げる専門担当の情報提供等をおこない、多様な相談に対応する体制づくりを図った。	福祉課

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本市では平成17年度に第1期三浦市地域福祉計画、平成21年度に第2期計画、平成26年度に第3期計画、そして令和2年度に第4期計画を策定し、基本理念のもと福祉の充実に努めてきました。

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、高齢者や子育て世代の社会的孤立、ひきこもり、虐待、生活困窮など、多様な問題が広く認識されており、福祉ニーズがますます複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりに深刻な希薄化が生じており、8050問題、ヤングケアラーなど、既存の制度では解決することが難しい生活課題に対応するため、支援を必要とする人を地域全体で支える仕組みの重要性がより高まっています。

その中で、住民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、住民と行政が一体となって支え合う地域を目指すことが不可欠であると考えています。

これらを踏まえ、第4次総合計画においては、市民が取り組むコミュニティづくりに向けた活動や支え合いの活動を支援、促進するといった施策や子育て支援や安心できる生活環境等の整備等に向けた総合的な取り組み、生きがいを持って生涯を過ごせるような取り組みを展開する旨がうたわれています。

そこで、第5期三浦市地域福祉計画では、第4期計画の理念を引き継ぎつつ、福祉サービスを必要とする地域住民に限らず、すべての住民が安全・安心に、また生きがいをもって生活ができる地域づくりの実現を目指します。

2 基本目標

第2章では、地域福祉に関する課題として、課題1「暮らしにくさや不安を抱える市民の増加」、課題2「地域での協力関係の弱まり」、課題3「地域福祉活動の担い手不足やその固定化」、課題4「包括的相談支援体制の未整備」を掲げました。

「1 地域福祉に関するデータ」からもわかるように、三浦市においては、人口、出生数が減少する一方で、65歳以上の人数が増えており、生活保護世帯や療育手帳保持者や精神障害者保健福祉手帳保持者も同様に増加しています。

こういった状況においては、これまでの縦割りの取り組みに留まらず、横断的な取り組みを積極的に行っていく必要があると考えます。そこで、第3章では、第2章で掲げた地域福祉に関する4つの課題を行政において横断的に取り組むため、行政における基本目標として、以下のとおり3つの基本目標を設定することとします。

【基本目標 1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり

人口に占める、高齢者や障害者など支援を必要とする人の割合が増加する中で、市として住民の心配や不安などに寄り添っていく必要があります。

しかし、課題 1、課題 4 で挙げられたとおり、市民の多くは暮らしにくさや不安を抱えて生活しており、既存の相談窓口等の周知が十分に届いていない状況です。

そのため、市や関係機関等ですでに行っている相談窓口等の周知を含む福祉情報の発信について、三浦市民(広報紙)等の紙媒体のほかに、ホームページや LINE(ライン)、Facebook(フェイスブック)のソーシャルメディアを利用して情報発信を行っています。

誰もがわかりやすい情報提供に努め、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもやその他の支援を必要とする方たちをはじめ、誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくりを進めます。また、災害時や緊急時等の不安を解消し、安心で安全な環境づくりを進めます。

【基本目標 2】 みんなで支え合う地域づくり

本市では、個別の制度に基づく相談支援の窓口の整備は進んでおり、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者などのそれぞれの対象者ごとに、担当となる窓口や機関において可能な支援をおこなっています。

課題 2 において地域での協力関係の弱まりが指摘されており、このまま地域のつながりが弱まることは、支援を必要とする人が社会的に孤立する状況につながることを考えられます。誰一人として孤立させない社会の実現を目指して、地域住民、民間事業者、民生委員・児童委員、行政等の地域のすべての構成員が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、地域福祉課題に主体的に関われる環境づくりを進めます。

また、課題 3 において指摘されているとおり、地域福祉活動の担い手については、現状特定の一部の方の参加に留まっている状況です。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

【基本目標 3】 地域福祉課題への対応

従来からある高齢者、障害者等に関する地域福祉課題に加え、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりに深刻な希薄化が生じており、8050 問題、ヤングケアラーなど、対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える方やそのご家族への支援が課題となっています。

現在、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、制度の狭間で孤立している方への支援が困難になってきています。

この実情に対応するために、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、包括的な支援体制を進めていきます。

第4章 計画の推進に向けた取組み

ここで掲げる取組みは、福祉分野の上位計画である本計画の主旨に鑑み、既に各個別計画において体系的に実施されている施策や取組みを主なものとし、地域福祉推進に資するものを掲げることとします。

【基本目標1】 誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくり

基本目標1においては、市や関係機関等ですでに行っている相談窓口等の周知、福祉情報の発信という目標に沿って、主に災害時等を含めた行政における子育て、高齢者、障害者支援や相談窓口についての取組みについて取り上げることとします。

また、今後、よりわかりやすい福祉情報等の発信に努めます。

No.	取組み	内 容	担当課
1	一時保育への支援	保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどのため、一時的にこどもを預かる事業への支援を行います。	子ども課
2	子育て支援センターへの支援	育児不安などへの相談指導や地域の保育ニーズに応じた事業を行うなど、地域における子育て支援サービス及び情報の拠点としての役割を果たしている子育て支援センターの事業運営に対して支援を行います。	子ども課
3	幼稚園の子育て支援の取り組み	預かり保育、施設開放、子育て相談等、私立幼稚園の物的、人的資源を活用した子育て支援の取組みを情報提供していきます。	子ども課
4	放課後児童クラブへの支援	事業運営に対し経済的支援、情報提供、関係機関の連携を行い、活動内容の一層の充実を図るとともに質の向上を支援していきます。	子ども課
5	子育て支援に関する情報提供	市HPの「子育てポータル」サイトや「みうらっこインフォ『はじめのいっぽ』」等のSNSを通じ、子育てに関する情報提供を行い、必要な人に必要な情報を届けられるよう、効果的に情報発信を行います。	子ども課

No.	取組み	内 容	担当課
6	児童相談の実施	子ども課内に設置している「親子相談センターひなたぼっこ」において、子育てに関する不安を抱える保護者、子ども自身や子どもの支援を行う関係機関等からの相談に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。また、相談内容に応じて必要な事業や関係機関につなぎます。	子ども課
7	妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援	母子保健と児童福祉の相談機能を合わせ持つ「親子相談センターひなたぼっこ」において、妊娠・出産期から子育て期全般の心配事に関する相談対応や、事業やサービスの紹介等により切れ目のない支援を行います。	子ども課
8	こども誰でも通園制度の実施	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども 誰でも通園制度」）を令和8年度より開始します。	子ども課
9	こどもや若者の意見を聴く取組みの実施	こどもまんなか市民会議とこども部会の開催、こども・若者世代へのアンケートなど、こどもや若者の意見を聴取する取組を行います。	子ども課
10	通常保育での待機児童の解消	通常保育については、定員の弾力的対応とともに、一時保育等を活用し、待機児童が生じないよう対応していきます。	子ども課
11	民間保育所への支援	民間保育所における保育環境の充実を図るため、低年齢児保育の充実、アレルギー児童に対応する看護師・要保護児童に対応する保育士の配置等に要する経費の一部を補助します。	子ども課
12	延長保育への支援	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の開所時間（標準時間保育対象者は11時間、短時間保育対象者は8時間）を超えて、保育を実施する保育園の延長保育に対して経済的支援を行います。	子ども課

No.	取組み	内 容	担当課
13	幼児教育保育 無償化	非課税世帯の0歳から2歳までの子どもと、全ての3歳から5歳までの子どもの保育料を無償化します。	子ども課
14	予防接種事業 の実施	訪問や乳幼児健康診査・教室等において、相談及び周知を行います。また、母子健康管理システムで接種歴を管理し、個々の接種状況の把握や、定期的に未接種者への接種勧奨を行います。	子ども課
15	母子保健に関する情報管理 の徹底	母子保健管理システムや母子保健カードを活用し、子どもと家庭に応じた支援が出来るよう情報を管理し、また、より良い事業を実施するためのデータ分析等を行います。	子ども課
16	県保健福祉事務所・児童相談所等の関係機関との連携	要保護児童等の支援において、三浦市児童虐待防止ネットワーク会議や、すりあわせ、常時の連絡調整を通じて、関係機関と市との連携強化を図ります。	子ども課
17	子育てに関する情報収集と 専門窓口の紹介	発達に不安のある乳幼児等の保護者に対し、親子相談センターひなたぼっこの専門職を通じて、病院や障害児相談支援事業所、市事業等への案内や連絡調整を行います。	子ども課
18	経済的な支援 及びひとり親家庭の自立に 必要な情報提供や指導の実施	経済的基盤の弱い、ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援し、児童を心身ともに健全に育成するため、これらの家庭に対して、児童扶養手当の支給を行い、経済的支援を行います。また、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、横須賀公共職業安定所等の関係機関と連携を図り就業に向けた支援を実施していきます。	子ども課
19	ひとり親家庭等の医療費の 軽減	ひとり親家庭等の医療費について、引き続き経済的な負担の軽減に努めます。	子ども課

No.	取組み	内 容	担当課
20	居宅介護事業の実施	日常生活を営む上で困難のある障害児者に対し、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等の家庭におけるサービスを提供します。	福祉課
21	短期入所の実施	障害児者を介護している家族の疾病や休養等の理由により一時的に家庭で介護が出来ない場合、短期間施設サービスを提供し、障害児者及び、介護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	福祉課
22	補装具の交付	障害児者の失われた身体的機能を補うことにより、日常生活の利便性を向上させるため、補装具の交付、修理を行います。	福祉課
23	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具の購入費を補助します。さらに必要に応じて給付対象となるものの見直しを行ない、より良いサービス提供により、介護者を支援し、障害児者の自立を支援します。	福祉課
24	こども発達医療相談事業の実施	発達障害児等の早期発見、早期療育を目的として、医師、臨床心理士による相談や発達検査等を定期的実施します。	子ども課
25	療育支援の推進	発達に課題のある就学前の児童と保護者を対象に、基本的な生活習慣や社会性を、保護者に対しては障害の正しい理解や適切な養育技術の習得を目的に事業を実施します。また、療育支援の拠点となる児童発達支援センターの設置について検討を進めます。	子ども課
26	地域生活支援の充実	関係機関と連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じた障害福祉サービスが提供できるよう努めます。また、障害児者にとって必要な情報を伝わりやすい方法で提供するように努めます。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
27	相談支援体制の充実	関係機関と連携し、障害児者やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう相談窓口の周知や対応力の強化を図ります。	福祉課
28	グループホームの整備	障害者の居住の場として、また地域での生活を支える社会資源としての役割を担うグループホームの整備を促進します。	福祉課
29	障害に対する保健・医療サービスの充実	障害者一人ひとりに配慮した治療・支援ができるよう、各医療機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めます。	福祉課
30	防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者制度に基づき、避難支援を必要とする人（要支援者）の把握に努め、民生委員・児童委員、消防団、警察などが協力し、日頃の見守りや声掛け活動、災害時における安否確認等を支援できるよう、名簿の更新、体制整備等を行い、安全・安心体制を確保します。また、災害発生時には、一般の避難所に加えて福祉避難所を開設し、対象者の特性に応じた支援を行う体制を確保します。	福祉課
31	雇用促進の啓発活動	関係機関と連携し、障害者雇用が促進されるよう普及、啓発に努めます。	福祉課
32	相談・就労支援の充実	障害者がそれぞれのライフステージにおいて、生き生きと生きがいを感じながら安心して働くことができるように、施設への通所に対する支援及びニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。	福祉課
33	就労の場の確保	関係機関と連携して、障害者雇用の拡大を図ります。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
34	住宅・建物等のバリアフリー化	重度障害者の家庭生活を容易にし、家族の介護負担を軽減するために、既存の住宅を改造する際の費用の一部を助成します。また、公共施設の建設にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、誰もが利用しやすくなるように、出入り口や廊下の幅の確保、障害者用エレベーターや身体障害者用トイレ設置等を行うなど、オープンスペースの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。	福祉課 各公共施設所管課
35	交通に関するバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームドアの設置等、鉄道や路線バスのバリアフリー化について事業者等に要望していきます。 ・ 障害者や高齢者をはじめとした、すべての横断歩行者の安全を確保するための音響信号機等の設置を、引き続き県及び県警本部に要望していきます。 ・ 歩道上並びに点字ブロック上の障害物の設置防止や撤去の啓発活動等を行うことにより、歩道のバリアフリー化を推進します。 	政策課 福祉課 土木課
36	差別解消の周知・啓発	関係機関と連携し、障害者差別解消について普及・啓発に努めます。	福祉課
37	権利擁護・成年後見制度利用の推進	判断能力が十分でない対象者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、申し立てに必要な経費と後見人の報酬の一部を助成することで、成年後見制度利用の促進を図ります。	福祉課 高齢介護課
38	虐待防止の推進	三浦市障害者虐待防止センター機能を強化し、関係機関との連携により障害者への虐待防止、権利侵害の防止に努めます。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
39	緊急通報体制整備	65歳以上のひとり暮らしの方のうち、希望する方に対し、事前に既往歴や親族の連絡先などの情報を登録していただき、急病等の緊急時の対応について助言を行います。また、緊急時には、安否確認や親族への連絡等、関係機関と協力しながら迅速かつ適切な支援を行います。	高齢介護課
40	養護老人ホーム等保護措置	原則として65歳以上であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が養護老人ホームに入所することを支援します。	高齢介護課
41	外国籍市民高齢者等福祉給付金支給	在日外国籍の方で、制度の狭間で公的年金を受給する要件を満たさない方に、福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ります。	高齢介護課
42	高齢者福祉サービス事業	対象者にはり・きゅう・マッサージの施術費用の一部を助成します。また、寝たきりの高齢者の中で該当する対象者に出張理容・美容サービスの利用券を発行します。	高齢介護課
43	老人クラブ連合会育成	三浦市老人クラブ連合会の主催する文化行事やスポーツ大会等、各地区の単位老人クラブが行っている活動や会員相互の交流に対して、助成による活動支援を行います。また、魅力ある会の運営により、会員数の維持を図りながら事業が展開できるよう支援します。	高齢介護課
44	老人福祉保健センター運営	気軽で身近な交流の場として、個人による自由な利用と、老人クラブ等のグループ予約による利用が選択できる施設です。高齢者等からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等の場を提供します。	高齢介護課

No.	取組み	内 容	担当課
45	シルバー人材センター育成	シルバー人材センターでは、自主・自立・共働・共助の理念のもと、技能の向上と就労、会員の交流、健康づくり、活力ある地域づくりに寄与するための社会活動を実施しています。今後も、高齢者等が技術や経験、知識を活かして働くことにより、健康で生きがいを持つことができるよう、センターの活動等に対して助成による支援を行います。	高齢介護課
46	要支援者等に対する訪問や通所等の支援	個々の状況に応じて、訪問による洗濯や掃除等、通所による機能訓練や通いの場等の日常生活上の支援をはじめ、栄養改善を目的とした配食や見守り支援等、多様なサービスを提供します。地域包括支援センターや本市の窓口等で事業内容の説明を十分に行い、高齢者等の意向を確認しながら、適切な対象者の判定につなげます。また、事業内容等については、リーフレットの作成と配布、本市広報紙やホームページへの掲載、説明会の開催等によって、高齢者や家族、地域住民だけではなく、介護サービス事業者に対しても、十分な周知に努めます。	高齢介護課
47	総合相談体制と関係機関との連携の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の充実を図ります。	高齢介護課
48	介護保険サービスの充実	ひとり暮らしや認知症の方等、様々な高齢者が要支援や要介護の状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正を踏まえながら、必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供します。	高齢介護課

【基本目標2】 みんなで支え合う地域づくり

基本目標2においては、地域活動に主体的にかかわれる環境づくり及び民生委員・児童委員を含めた地域福祉活動の新たな担い手の育成という目標に沿って、主にボランティア活動や育児サークル等の地域活動の支援や、民生委員・児童委員の活動の周知を含めた活動支援に関する取組を取り上げることとします。

No.	取組み	内 容	担当課
1	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育ての支援を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、地域で子育ての手助けをしていく仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	子ども課
2	子育てサークル活動への支援	子育てサークルへの支援を行います。また、育児サークル参加者への相談支援、サークル紹介の場の提供、サークルの一覧表を作成し配布します。	子ども課
3	地域の子育てネットワークの構築	地域で子育て支援活動を行う関係者・団体による活動を、HP等を通じて市民に周知するとともに、各団体同士の連携を図るための支援を行います。	子ども課
4	主任児童委員等の活動支援	子育て中の人々が気軽に集まる場を提供する「ほっと＊ハート」や赤ちゃん訪問など、主任児童委員が行う地域の活動への協力支援を行います。	子ども課
5	人材育成・確保	障害のある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組みます。また、新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得を支援します。	福祉課
6	心のバリアフリーの推進	市民誰もが障害や障害者への理解をもち、支援を必要とする障害者等に対して、いつでも手を差し延べられるまちをめざし、ヘルプマークをはじめとした障害者に関するマーク等の周知啓発を行います。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
7	障害者福祉の基盤整備	地域の障害福祉ネットワークの構築のために、三浦市障害者自立支援協議会を円滑に運営し、障害者が地域で暮らすために必要な地域課題などについて検討を行う中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置しています。	福祉課
8	高齢者の介護予防を支援する地域づくりの推進	地域に通いの場を充実させるとともに、住民によるボランティアを育成し活動を支援します。また、高齢者の日常生活と密接に関わる三浦ならではの商業・農業分野やボランティア団体等と連携を図り、地域全体で高齢者の介護予防を支援する「地域づくり」を推進します。	高齢介護課
9	生活支援体制整備事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加に対応し、その方たちが住み慣れた地域で安心した生活を継続していくために必要となる多様な日常生活上の支援について、生活支援コーディネーターや協議体と連携・協働し検討を進めます。	高齢介護課
10	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員が行う高齢者世帯等への訪問や日常の見守り等の活動を支援します。また、民生委員・児童委員の固定化・不足に対応するため、新たな担い手の育成をはかるために、民生委員・児童委員の活動を周知する等の支援を行います。	福祉課
11	地域見守り活動の推進	誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者等と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。	福祉課
12	ボランティア活動の支援	ボランティア活動を通じて、住民の主体的に生きる力を共同で身につけていく「自主と連携のまちづくり」を進める市民参加の拠点づくりを実施するため、ボランティアセンターを支援します。	福祉課

【基本目標 3】 地域福祉課題への対応

基本目標 3 においては、複合的な課題や制度の狭間にある課題等、近年増えつつある新たな課題に対応するという目標に沿って、近年特に注目されている問題に対応している取組みで今後力を入れていくべき取組みや今後検討していくべき取組みについて取り上げることとします。

No.	取組み	内 容	担当課
1	児童虐待防止ネットワーク（子どもを守る地域ネットワーク）体制の整備	相談を受ける段階から、保護や支援を要する児童や家庭の状況を的確に把握し、必要な調査や支援を行います。また、児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査や訪問指導等を活用するほか、保護を必要とする児童に関する通告義務等についての啓発を行います。また、三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、児童虐待事例に対して、調査や処遇検討、支援等を行っていきます。見守りについては関係機関と連携して行い、児童虐待の再発防止を図ります。	子ども課
2	緊急時の保育への支援	病児・病後児保育や休日保育等の緊急時の保育について、市民のニーズに基づき支援を行います。	子ども課
3	再犯防止への支援の検討	保護司会等の関係機関・団体と連携し、“社会を明るくする運動”等の取り組みを通して、再犯防止について理解を促進し、罪を犯した人などの地域生活を支えるための方策を検討します。	福祉課
4	引きこもり問題への支援の検討	以前から若者や高齢者の引きこもりが社会問題となっていました。近年問題となっている引きこもりは「8050問題」として、より深刻な問題となっています。今後、県などの関連機関と連携し、問題の解決に向けた方策を検討していきます。	福祉課
5	生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の三事業を一体的に実施し、申請者の生活困窮状態からの脱却と自立の促進を図ります。	福祉課

No.	取組み	内 容	担当課
6	自殺対策	自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。令和5年度に改定した自殺対策計画に基づき、「生きることの包括的な支援」、「関連施策の連携の強化」を基本方針として、自殺対策を推進します。	福祉課
7	避難行動要 支援者の支 援	災害時における要支援者の避難の支援について、地域と行政が連携した支援計画作成について検討します。また、個別支援計画の策定を実施していきます。	福祉課
8	住民の地域 福祉活動へ の参加の促 進	住民の多くが地域活動に参加していない現状を打破するため、1人でも多くの住民の地域福祉活動への参加を促進する方法について検討します。	福祉課
9	包括的な支 援体制の整 備	地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を既存の制度も活用した更なる連携強化を図りながら、推進していきます。	福祉課
10	農福・水福 連携の推進	障害者の就労支援及び多様な人々の活躍を通じた地域産業（農業、水産業等）の振興のため、農福・水福連携について、関係機関と連携し、推進します。	農産課 水産課 福祉課

【資料1】三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱

三浦市告示甲第29号

三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱を次のように定める。

平成23年 6月30日

三浦市長 吉田英男

三浦市地域福祉計画推進懇談会に関する要綱

(開催)

第1条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく三浦市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等に関し必要な検討を行うため、三浦市地域福祉計画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画に基づく地域福祉の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会の構成員は、学識経験のある者、福祉、保健及び医療の関係者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者とする。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて懇談会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、保健福祉部庶務主管課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が構成員の意見を聴いて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。
(三浦市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 三浦市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成21年三浦市告示第185号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に廃止前の三浦市地域福祉計画推進委員会設置要綱の規定に基づき三浦市地域福祉計画推進委員会の委員となっている者は、この告示による懇談会の構成員とみなす。

附 則(平成26年3月31日三浦市告示甲第19号)

この告示は、公表の日から施行する。

【資料2】三浦市地域福祉計画推進懇談会名簿

(敬称略)

	氏 名	団 体 等
座 長	笹谷 月慧	三浦市民生委員児童委員協議会 会長
副 座 長	高根沢 奈津子	三浦市社会福祉協議会 事務局長
	徳山 宏基	医師会
	岸川 学	神奈川県立保健福祉大学 教授
	井上 政江	特別養護老人ホームはまゆう荘 施設長理事
	新倉 洋子	三浦市ボランティア連絡協議会 会長
	飯嶋 和子	手をつなぐ育成会 会長
	柴本 久美子	三浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	森 千恵子	鎌倉保健福祉事務所三崎センター 保健福祉課長
	齊藤 正史	三浦市 保健福祉部長

【資料3】三浦市地域福祉計画策定の経過

① 地域福祉計画推進懇談会の開催

	開催日	議題
第1回	令和6年12月19日(木)	・第5期地域福祉計画策定について
第2回	令和7年●月●日(●)	・第5期地域福祉計画策定について

② 庁議の開催

《部門経営会議》

開催日	議題
令和7年●月●日(●)	・第5期地域福祉計画の策定について

《政策会議》

開催日	議題
令和7年●月●日(●)	・第5期地域福祉計画の策定について

③ アンケート調査の実施

令和5年11月16日から令和5年12月15日にかけてアンケート調査を実施しました。

《アンケート調査の概要》

調査期間	対象	対象数	回収数	回収率
令和5年11月16日~令和5年12月15日	令和5年10月1日現在で18歳以上の市民(住民基本台帳から無作為抽出)	1,500人	637人	42.5%

④パブリックコメントの実施

広く市民の意見等を収集するため、令和6年12月25日から令和7年1月23日までパブリックコメントを実施しました。

《パブリックコメントの概要》

項目	概要
募集期間	令和6年12月25日～令和7年1月23日
提出方法	郵送（持参可）、ファックス、E-mail
周知方法	市ホームページ
資料の閲覧方法	文書配架 ・市役所分館2階 保健福祉部福祉課 ・南下浦市民センター ・初声市民センター 市ホームページ
意見提出者数	●人
意見件数	●件